明治廿七年二月二十六日第三種郵便物認可

毎月一回二十日發行

明治廿一年五月創刊

MAGAZINE
OF THE PRISON
SOCIETY OF JAPAN.
NO. VI. JUNE, 1902.
VOL. XV.

監獄協會雜誌

明治三十五年六月二十日發行

第拾五卷
第六號

監獄協會發行

第十五卷第六號目次

○會　說……（一　頁）
●行刑上より觀察したる改正刑法案の批評……
……行刑猶豫の規定に就て（前號の續）……
○論　說……（一一二頁）
●犯罪者の改善（前號の續）……ヒユース纘演說
……伊藤重吉君譯
●監獄建築談（前號の續）……
○雜　錄……（一一八頁）
●監獄教誨所感（前號の續）……伊藤忠恭君
●小河監會頭の談話……
●監獄談片……別　天　生
○統　計……（三一六頁）
●明治三十五年四月末日現在全國在監人員表……
●明治三十五年四月末日現在全國在監人府縣別表……
●前表中に包含せる外國人を國籍に依り區別すれば左の如し……
●明治三十五年四月末日現在全國囚人刑名別……
●逃走者累年比較表……
○雜　報（數拾件）……（四四頁）
○叙任辭令……（四九頁）
○出獄人保護惡少年感化……（五一頁）
●秋田免囚保護場……
●原保護場被保護人の食量……
●同上被護者食用米量平均日表、被保護者食費平均日表……
○寄　書……（五三頁）
●監獄小感……横濱　拾翠園
●獄事雜纂（第一回）……京都　刈屋哲公
●監獄教育に必要なる要求……鳥取國　小倉司
●偶感……香川　藤七
●活模範……河野
○會　報……（六六頁）

第十五卷第五號目次

○會　說……（一　頁）
●行刑上より觀察したる改正刑法案の批評……
……行刑猶豫の規定に就て（前號の續）……
○論　說……（一一五頁）
●犯罪者の改善（客月十九日於本會茶話會）……ヒユース纘演說
……伊藤重吉君譯
●定知慈惠會に就て（前號の續）……名古屋控訴院檢事長藤堂　融君
●監獄建築談（於三月本會目次茶話會）……千頭正澄君
○雜　錄……（二一八頁）
●監獄教誨所感……伊東思恭君
●監獄食糧調査委員の設定を望む……印南　生
●獄事所感……別　天　生
○統　計……（四八頁）
●明治三十五年三月末日現在全國在監人員表……
●同府縣別表……
●同外國人國籍區別表……
●同囚人刑名區別表……
○雜　報（數十件）……（五四頁）
○出獄人保護惡少年感化……（六三頁）
●松見多聞氏の事業を紹介す……武田慧宏君
○叙任辭令……（六六頁）
○法　令……（六六頁）
○寄　書……（六六頁）
●刑事訴訟法草案を讀む……
……鏑泉翰　浦生君
○雜報追加……（六八頁）
○會　報……（六九頁）

監獄協會雜誌第十五卷第六號

（明治三十五年六月二十日發行）

會　說

○行刑上より觀察したる改正刑法案の批評

行刑猶豫の規定に就て（前號の續）

改正案は行刑猶豫を適用すへき必要條件として前に禁錮以上の刑に處せられたることなき者即ち初犯者なることを規定せり此點に就ては各國また略ほ其立法例を同ふし余輩も亦た強て異議なき所なりと雖も初犯の眞相を看取するの困難及ひ實際累犯的惡漢にして尙ほ初犯の下に處刑せらるゝ者の多數なることは前段開陳するが如きの實況なるのみならず若し學術上の觀察より之を言へは所謂初犯なる者必らずしも實質の初犯に非らす先天的若くは習慣的癈疾の犯罪者にして尙ほ初犯たる者其數甚だ少しとせず之れに反して所謂法律上の再犯なるものにして偶發的一時性の最も憫れむへき而かも社會に危害を加ふることの輕度なる起案者の所謂社會秩序の維持上毫も罰するの必要なき種類の者亦た頗ぶる多數なり是を以て之

を見れば絶對に前科殊に禁錮以上の前科の有無を以て行刑猶豫を取捨するの條件となすは未た以て學理上及ひ實際上の要求を充たし得るものとは謂ふへからす好悪苟免を得て愚直反て嚴刑に坐す嘗だに立法者豫期する所の必要を闕し必要なき目的を達する能はさるのみならす法律は公衆の前に公平均一なりとを宥恕するの目的の要義を紊り法治的(レヒツプレーゲ)爲政の根底を危からしむるに至るを恐れすんばあらす且つ夫れ之を實際の上に就て聲ふるも裁判官か所謂情狀の眞相又は初犯の有無等を精確に調査するに就ては固とより二回若くは三四回の對審を以て能く其目的を達し得べきに非らす普く警察其他の地方諸機關に照會往復するの必要あるへきを以て其結果勢ひ裁判進行の遲滯を來たし滯獄日數(假令ひ多少保釋適用の範圍を擴張するにもせよ)の如きも亦た非常に延長せらるゝに至らさるを得す裁判進行の延滯は今日に於てすら尙ほ往々其弊を訴ふるの聲を聞くの實況なるに非らすや我か今日に於ける未決監なる所のものは實質に於て殆んと己決監獄と異る所なし已決監獄に於て罪惡助長の弊害ありとせば未決監獄に於ても亦た同一の弊害あるを免かれず(余は寧ろ未決監こそ最も罪惡傳播の危險ありと斷言するに憚からす)一日入監せは一日犯罪術を講究す(改正案參考書の明言)所謂入監とは獨り已決監のみとなりとは謂ふへからす行刑猶豫の決定を與へんか爲めに徒らに滯獄日數を延長せしむるの結果は事實の上に於て恰かも一層不完全なる短期刑を執行したるに同し

既に罪惡に感染したる所の者其行刑を猶豫して之を解放するの危險は寧ろ短期なからも之を正當に執行して犯罪者をして少くも國法の至正、犯すへからさるの威嚴を感せしめて之を釋放するの比較的安全なるに非らすや若し夫れ情況審査の結果、行刑猶豫の適用を否認するに至りたりんとせん乎一方には之れか爲めに滯獄日數を延長し一方には其延長日數を行刑日數に通算する(草案第三十條結果としてある)に至らさるを得ず立法者の熟慮を要する所なるに非らずや裁判進行の遲滯、有害無効(即ち行刑猶豫を必要とする主因)なる短刑期は益々其期間を短縮せしめら滯獄日數の延長是等は尙ほ忍ふべしとするも徒らに往復照會の煩勞を費して得たる所の情報は不正不實に非らされは一片儀式的の冷灰的文字に過きす恰かも白痴癲癇を以て組織したる偵察隊の情報に信を置て作戰の計畫を立つるか如し如何ん其能く優勢なる犯罪軍に向つて之れか討伐の目的を達し得べけんや

前科なきことを以て禁錮刑以上の(行刑猶豫適用の絕對的條件となすは幾分か尙ほ恕すへしとするも其單に猶豫期間內更らに禁錮以上の刑に該當すへき犯罪ありたることを以て絕對に猶豫言渡の取消をなす條件たらしめんと欲するに至つては第三十三條余の同意を表する能はさる所なりとす盖し均しく再犯と稱するものゝ內にも細かに其罪質を解剖するときは往々にして初回犯したる所の罪質と全然心理上の連鎖(シエヴアーサンイエーン)を有せさる所のもの少からす所謂偶發的犯罪に屬するもの大概此類なり

(殊に禁錮を以て罰すへき犯罪の性質の如きは之れに屬するもの必らす多かるへしと信す)然るに斯くの如き心理上の連鎖なき一時的輕微の犯罪あるも尙ほ是を以て當然猶豫停止の條件となすは獨り條理の適合を得たるものに非らさるのみならす亦た行刑猶豫を行ふの旨趣に戻りたるものと謂はさるを得す一例を擧けて之を言へは茲に財產に對する罪を犯して行刑猶豫の言渡を受けたる所の者あり謹愼悔悟能く恩典の旨趣を奉戴して正業に努め營々刻苦嘗て一日も休止することなく終に深く鄕黨の信賴を有する所となるに至る期間未た終はらさる際に於て偶ま止むを得さる境遇に身を處して一片の義心に驅られ隣佑鄕黨の爲めに盡したる行爲は端なく終に或る犯罪例へは公務執行を妨害する罪の如き)に觸れて之れに該當する所刑(禁錮)を宣告せらるゝことありと假定せんか前後其間の行爲に於て毫も心理上の連鎖なきのみならす前の行爲に對して行刑猶豫を適用したるの目的は既に十分に之を貫徹したるにも拘はらす唯だ空しく猶豫を取消して必要なきに執行を敢てせさるへからさるの不都合を見るを免かれす是れ豈に立法者本來の旨趣ならんや之れに反してまた苟くも禁錮以上の刑に該當する犯罪あるに非らされは行刑猶豫を停止せすと言ふか如きは餘り寬慢に失するの結果終に恩典利用の道を失するに至らさるを得す宜しく此恩典に浴する所の者は普通良民以上の責務を負擔せしめ周密なる保護的警察の下に其行動を箝制すること恰かも米國に於けるか如く

ならしめ若し命令を遵守せさる者は則ち是を以て恩典停止の條件たらしむるに至らさる可からず我か立法者は獨り當該者行狀の正否如何を問はさるのみならず犯罪の或る程度までは尙ほ之を寬宥する所あらんと欲す則ち賭博罪姦淫罪等を犯すものゝ如く其他秩序維持に必要なる地方警察令等に禁止すへき有害行爲(浮浪、乞食、賣淫の如き)も渾へて之を不問に付せんと欲するものゝ如し斯くの如くにして如何んそ能く圓滿に行刑猶豫の妙用を全ふし得べけんや識者を俟つて後ちに之を知らさるなり然らは假りに我國に於ても亦た米國の如く行刑猶豫の神髓たる保護的監察の方法を設くへしとせんか所謂監察官吏(プロベーション、オフィサア)の如き特別機關を置くを得は兎も角もなりと雖も我か今日の實況にては到底適當の人物を得るに困難寧ろ絕對に不可能なりと斷言せさるを得す若し或る二三の國に於ける立法例の如く保護的監察の任務を以て之を我か不完全なる警察機關に托するか如きことありとせは恰かも此に有害なる第二の監視制度を起すに同しく犯罪を豫防し減少せしめんと欲する所以のもの偶ま以て益々犯罪を助長し增加せしむるに至らさるを得す我か立法者も亦た深く此に顧みたる所あるへきを信じ余輩は必らずしも難きを求めんと欲する者に非らす然れとも保護的監察法は實に行刑猶豫の妙用を全ふする所の首腦なり米國に於ける此規定の効果を奏せし所以の主因なり斯かる首腦たり主因

たる方法にして之を我國に行ふ能はずとならは此一事を以ても我か猶豫規定の前途、甚た寒心すへきものあるの證左となすに足らずや

上來、余輩は我か改正案に於ける行刑猶豫規定の不備なる點を列擧したりと雖も敢て之を補正して以て其完璧を期せんとの趣旨に非らす其欠點を擧げたるは則ち立法者か此制度に對するの研究の未た完熟せさる所あるを證明せんか爲めなり余はまた研究の足らさるを以て立法者の不用意を責めんと欲する者に非らす余は寧ろ研究の足らさるこそ當然のことなりと信ず蓋し行刑猶豫なるもの其聲の甚た高きにも拘はらす之れか實施の日尚ほ極めて淺く未た信憑すへき成蹟を示すに至らさるのみならす其方法及ひ利害に於ては各國尚ほ未た頻りに之を考究試驗し考案しつゝある場合なるか故に容易に之れか研究の好資料を得る能はさるへきを以てなり故に余は斯かる不完全なる研究の基礎の上に成立せる行刑猶豫の新規定の如きは姑らく之れか實施を中止せしめんことを希望するものなり且つ夫れ余の猶豫規定に對して最も恐るゝ所のものは之を法律に揭くるの結果は恰かも犯罪宥恕(若くは奬勵)の公開狀を發すると一般にして啻たに狡獪なる惡漢無頼の徒をして益々其奸謀詐謀を助長せしむるのみならす世間幾多の犯罪の傾向ある心性虛弱の者に對し宥恕を僥倖して容易に犯罪を敢てせしめ西諺に所謂一回は無回なり einmal ist keinmal 其結果終に益々社會犯罪の增加を來たすに至らんこと則ち是れなり加之

ならす人文進步、法律思想の發達の結果は動もすれは則ち健訟苛察の弊を助長し或は我か立法者の所謂秩序維持の上に必要なき輕犯徽罪も容易に之を摘發科刑せんと欲するか如き傾向を生しつゝあるの實況は我か立法者も亦た之を詳悉して頻りに其弊を矯めんと試みつゝあるに非らずや若し夫れ一たび行刑猶豫を實行する所あらんか下級檢察機關の如きは安んじて以て益々輕犯徽罪の苛察摘發を努め上級官廳亦た猶豫の關門に信頼して敢て之れか制肘を試みざるに至り其結果徒らに犯罪事故の件數を多くし獨り費用の增加、審問の粗漏を餘義なくするのみならず行刑猶豫の前途果然此弊を見るに至るへきは余の今より豫言して過まらさるを信す

歐州大陸にあつて始めて此制度を採用したるは白耳義にして(千八百八十八年從つて其實驗に富むものを擧くれは先つ指を同國に屈せさるを得す白耳義に在つては此制度實施後三年を經て(即ち千八百九十一年十一月)頗ふる滿足(très-satisfaisants)の成蹟を得たる旨を報告せり(然れとも識者は僅かに三年間の實驗に依て成蹟の眞否を判定することの甚た早計なるを非難せり)超へて千八百九十七年に到り政府か議會に報告せし所に依て之を見るも行刑猶豫の規定は益々其適用の範圍を擴張し殊に再犯の割合は著るしく減少の傾向を示すに至りたるの事實を證明せり即ち千八

百九十年に於ける適用總數は一万四千三百九件なりし所のもの千八百九十六年に於ては六万千三百十件に增加せり(即ち刑期六ケ月以下を以て罰すべき犯罪總件數に對し百分の九より百分の三〇、九に增加したる割合なり)而して適用總人員に對する再犯の割合如何と云ふに千八百九十年は三百三十二人、千八百九十六年に於ては二千七百三十人、幾分か增加の傾きなきに非らすと雖も九十年に於ける百分の二、三に比し九十六年の百分の四、四の割合は大体に於て先つ頗る成績の良好なるものなりと謂はさるを得す若し夫れ眞に斯くの如く總數の三分一内外まて之れか行刑の猶豫を與へ而かも猶豫の恩典に浴したる者にして再犯に陷る者僅かに百分の四、四に過きすと謂ふか如き事實ならは犯罪豫防の前途實に多望にして曾たに累犯の減少を見るに至るへきのみならす總べての犯罪減少の事實を統計の上に表示することも將さに近き未來の内否な白耳義の如きは既に今日に於て其顯象を呈するに至らすんはあるへからす然るに其實況に就て之を見るに一般の犯罪者ゐに監獄拘留の人員は一も行刑猶豫規定の實施に影響して增減を來たしたるか如ゝ事實の認むるものなく且つ猶豫規定の實施前にあつては一年間に於ける處刑件數十四万二千乃至十五万七千(千八百八十三年乃至千八百八十七年即ち行刑猶豫の實施の前年まで)にして漸次遞加の傾きありしと雖も之を人口增加の割合に比すれは僅かに百分の二、四九より百分の二、六四に增加したるに過きさりしにも拘はらす實施の當年(實施は千八百八十八年五月三十一日なり)に於て既に十七万九千十一件の數を現はし九十一年には更らに增加して十九万七千百三十一件超へて千八百九十六年に於ては二十万三千六百三十一件即ち實施前年の處刑數に比すれは僅々六七年の間に於て殆んと五万件の暴騰を見るに至れるの顯象を見る能はさるのみならす偶ゝ(最も好都合の場合に於て)件數を增加し審問を繁雜ならしむるの結果に終はらさるを得さること知るへきなり而して其猶豫の恩典に處せられたる所の者か割合に再犯に陷ること少しと謂ふか如きは是等の者多くは則ち始めより殆んと摘發審問するの必要なき程の者にして始めより既に再犯に陷るか如き虞ひあるに非らず何ぞ是を以て行刑猶豫の効果となすを得んや極言すれば則ち行刑猶豫の規定あればこそ斯ゝる必要なき者を摘發し審問し且つ宣告するの手數を煩はし其結果として多少にても再犯に陷るか如きものを生ぜしむるに至りたるなれ之れなくんば則ち始めより無用の手數を省き且つ一人の再犯者だに之を生ぜしめさるを得たるならん白耳義の如き小國にして而かも司法警察其他關係諸制度の完備せる所にして尙ほ此くの如し況んや之を我國に實行する前途の成績に於てをや余が前段切論する所の決して空想に非らさるを證するに足らん(獨乙の如きも彼の特赦的行刑免除の方法を試行せし以來著るしく未成年犯罪事數の件數を增加するに至りたる傾向ありと云ふ)

行刑猶豫なるものは詮する所、短期自由刑の弊害を救正せんか爲めに起りたる變例なり(たとひ唯一の目的にはあらざるにもせよ)とは上來反覆して陳述する所なるか其實白耳義に於ては却て財產刑に對して此規定を適用するの頻繁なるは怪むへし則ち千八百九十年に於ては一万九百十二件(適用總數に對する百分の七六、三)千八百九十六年に在つては五万四千九百十一(同上百分の八九、六)大体に於て多數なるのみならず年々非常に增加の傾向を示すなるに反し自由刑に對しては其最も多數なりし千八百九十二年に於ても總數僅かに六千四百十四件にして而かも年々其適用を減少するの傾向あり則ち曾て總數に對し百分の二三、七を示せし所のもの終に一〇、四にまで減少するに至れり或は是を以て白耳義に於ても實驗上、猶豫規定が自由刑に對して豫期の効果を見る能はざる所以を認むるに至りたる證左となすを得んか然らされは則ち年々少くも其適用の範圍を擴張するに至らさるを得ざる筈なるに非らすや若し果して自由刑に對する効果の薄弱なるものなりとせば猶豫規定の運命は既に此に消滅したるものなりと謂ふべし

之を要するに余輩か行刑猶豫規定に對するの意見は敢て絶對に之を否認せんと欲するには非らされとも此規定は今日尚ほ各國立法上の一疑問に屬し之を主張する者あるの傍らには之れに反對を表する者亦少からす而して一旦其全能を認めて之を立法の上に歡迎したる所にあつても實行の日未た幾何ならさるに早く既に其改正の必要を感するに至りたるか如き(佛國及ひ白耳義且つ又一般に其適用に就て大に制限最近匈牙利刑法草案の採用したる規定に依れは二十歳未滿の者に限ること、せり)を加ふるの傾向を見るに至りたるか如き實況なるのみならす白耳義に於ける多年の成蹟等に就て之を見るも決して以て豫期の目的を達し得たりとは謂ふへからす即ち一言以て之を掩へば此制度は今尚ほ試驗中に屬する未決問題なりと斷言するを得へし各國に於ける行刑猶豫規定の區々なるは則ち之れか爲めなり新說新制度を歡迎すること必らすしも不可ならずと雖も今日俄かに斯く疑問中に係りて而かも實際に於て前途危險多かるへき行刑猶豫の規定をば我か刑法の中に採用せんこと寧ろ早計に失したるものなるに非らすや若し止むなくんは則ち或は假りに特別法を以て若くは獨乙の如く赦免權の範圍に於て之を未成年者に限りて適用を試むるも亦た晩しとせす穗積博士か貴族院に於て行刑猶豫に對して陳述せる意見の一節(貴族院議事速記錄第十六號一八九頁)に曰く「先つ未成年者に附て之を行ひ五年十年の經驗に於て果して其効績あるを認めたりとならは而して後ち之を一般に及ぶも亦可ならずや」と猶豫規定の有無は必らすしも我か刑法草案の價直を輕重するに足らす余は切に立法者の再考を希はさるを得す

終はりに臨み一言、立法者の注意を請はんとする者あるは他に非らす社會犯罪の增減は刑事制度(殊に監獄制度)の整否に關すること固とより至大なりと雖も先つ犯

罪者をして犯罪のある所、忽ち責罰の必到を免れさるを確認するに至らしむること最も犯罪豫防を講ずるの必要手段なりと謂ふこと則ち是れなり何となれは犯罪者の多くは恰かも彼の相場師又は賭博者の獨り利得あるを知つて損失あるを知らさるか如く唯た犯罪の利益を見て之れに對する責罰の苦痛あるを知らさるもの比々皆是類にして責罰は則ち彼れに取りては恰かも不時の天災なるか如き感あらしめさるを得す即ち刑罰苟免の僥倖心は率て以て彼れを犯罪に陷らしむるの動力なりと謂ふへし行刑猶豫は即ち彼れ犯罪者をして益々苟免の僥倖心を助力せしむるものに非らずや余は是に於てまた反覆して曰はんとす一回は無回なり行刑猶豫は偶ま犯罪の增加を奬勵するものに過ぎすと　（完）

論說

○犯罪者の改善　（前號の續）

ヒユース孃演說

伊藤重吉君譯

今此席に於て御話を申しまする論文を書きまする際に自分の心に浮みました一の

問題を矢張諸君にも解釋して戴きたいと思ひます、其問題は吾れが善良なる人間となりたいと思ひまする時は斯く思はしめまする動機、原動力は何れに在るかと云ふことであります、惟ふに我々が此世界に於て善良なる人間となりたいと云ふ志を起さしむるものは一つは吾れの達したいと思ふ理想を吾れの前に畫いてそれに達したいものであると考へることでありませう、もう一つは同し其理想に達したいと云ふことを心掛けて居る人々が吾が周圍にもある、吾が周圍の人々も矢張其理想を彼等の理想として努めて居る人々であると云ふことを考へまするとが即ち我々を驅つて其理想に達せしめむことを努めしむる大なる原動力であると言はなければなりませぬ、若もそれが我々に於て眞理とするならば、矢張獄窓の下に在る囚人に對しましても同し道理と云はなければなりませぬ、故に彼等をして己れが達しなければならぬと思ふ良き目的を彼等の目前に示しまするとゝ又其周圍にある者は矢張其目的を目的として居る所の者である、又吾れをして善良なる人間に爲さしむることを望みそれを目的として居る人々であると云ふことを彼等に感せしむることは最も必要なることゝ考へます、私は今尙ほ記憶して忘るゝことが出來ませんが、曾て英國に於て一人の年若き青年が忍るべき罪を犯しまして獄中に投せられたことがあります、其青年は長き刑期の宣告を受けた者でありましたが遂に獄中に於て死んで仕舞ひまして再び社會に出ることが出來なかつた

てございましたが、其青年に面會致しました時に彼の顏に顯はれました失望の容貌は今尙ほ忘るゝことが出來ませぬ、人生の中に失望と云ふことも幾らもありませうが、其失望の如く大なる失望はなからうと考へられるのであります、若も人が社會の中に誤つて罪を犯します時に其者を極めて寂寞陰鬱なる獄中に繫ぎまして社會との關係を絶ち望むべき望もなく、樂むべき樂みもなく、交はるべき交通もなく人類より全く絕緣せられ陰鬱暗憺たる獄窓の下に繫るゝと致しまするならば爭て其人の中から善良なる人の德性を開發啓導する道がありませうか、殆と是等のものを希望することが出來ない境遇であると考へます、若もそれが果して望むべからざるの境遇であるとするならば斯る制度は卽ち監獄の目的の上に大なる誤りを來たさしむるものであると考へます、故に自分の考へる所に依りますれば若も斯る若き犯罪者があると致しまして、彼若し讀むことを得るならば之に讀むべき書籍を與へ、彼若し聽くことを得るならば麗しき音樂をも聽かしめ彼に見すべき麗しき繪があらば、之を見せ又彼に與ふべき花があるならば彼に花を與へ斯くして麗しきこと樂しきこと幸ひなることを彼に目擊せしめ吾れの周圍の世界の中には善なるもの美なるものがあると云ふことを感せしむることが罪人を改善せしむる上に於て大なる効力あると考へて居ります、曾て或監獄のありまする所に一人の紳士がありまして其紳士が典獄の許可を得まして一週に一度在監の囚人に

花を贈つたことがあります、其花を贈りましたことに依て典獄が後に其紳士に話されました言葉に、囚人等が一週に一度花を贈られることに依て彼等の上に非常なる變化を起したと云ふことを話されたことがあります、私は英國に居りまする時分に監獄の囚人取扱に從事せらるゝ御方々の前に立つて御話を申しました時に矢張斯う云ふ考を申したことがあります、其時聽衆の一人は其席上に於て英國國風の短氣と申しまするか或は英國國風の無遠慮と申しまするか、直ちに立つて私に答へられた言葉の中にそれは女のやる仕方である、さう云ふことは婦人のやるべきことであつて男子としてさう云ふことは出來ないと云ふことでありました、或は唯今申上げる私の考即ち私の理想は女子らしき仕方であるかも知れませぬ、併ながら現在今日まで多くの男子諸君が監獄事業に從事せられて其事業が目的通りに達して居ないと致しまするならば諸君が一步讓つて婦人らしき方法であると云ふ方法を試みに採用せらるゝと云ふことも强ち無益ではなからうかと考へられるのであります、モ一つ諸君の御注意を惹きたいと思ひまするることは司獄者の囚人の取扱の上でありまする成るべく囚人に對し親切と人に對する道義に外れないやうな取扱を與へると云ふことは餘程大切なことであると考へます、囚人が刑期が滿ちまして社會に出でまする時に如何なることが一の缺點であるかと申しまするると、是までは嚴格なる獄則の規律の下にありました囚人が一朝監獄の門を出でま

する時に極めて自由なる社會に出づると云ふ其變遷の程度が非常に過劇であると云ふことが彼等の上に大なる害を與へる一の原因であります、それ故に其變化なるものが急劇に起らずして徐々に起ると云ふことが望ましいことであります、故に其囚人を取扱ひまする時に彼等は最早遠からずして再び自由の社會に出づべき人間であると云ふことを常に念頭に記憶致しまして、極く嚴格なる所から一足飛に自由なる社會に出ることのないやうに、其間に彼等の取扱を徐々に改めて行き徐々に寬ならしむると云ふことは餘程必要なことであると考へるのであります、其爲めには英國の如きに於きましては監獄を出でました後所謂囚人保護會なるものがございまして最も善良なる事業が其會に依て爲されて居ります、英國に於て再犯以上の囚人の比例が甚だ少くなつたと云ふことは之に大に原因して居ることてありまして、英國に再犯以上の囚人の比例が少ないと云ふことは此國の監獄制度よりも英國の監獄制度が勝つて居ると云ふのでもありませぬ、又日本の囚人が英國に於ける囚人よりも其種類が奸惡であると云ふことでも決してありませぬ、要するに其大なる原因は囚人保護會の有益なる働に存すると思ふて居ります、此東京に於きましても一二の斯る私設の會があるさうでありますが此國に尙盛んに此種の保護會の如きものが設立せらるゝに至りましたならば監獄の窮屈なる境遇から社會の自由なる境遇に一足飛に變化すると云ふやうな危險を制裁する上に大

なる効力があるであらうと考へて居ります、

若も監獄の中に音樂を與へ又は繪を見せしむると云ふやうなことをするならば囚人は監獄暑なるものは非常に幸ひなる所の如くに考へて屢之に陷るやうになるでも尙ほ彼等をして不愉快ならしむるものが多くあるのであります、例へば彼等はして一定の規則の下に從はなければならぬ、或は自由の民であるよりも多く勞働しなければならぬ、而して此規律に從ふとか働を多くしなければならないと云ふが如きことは惡しき人間に取りましては餘程堪へ難いことであるのであります、故に彼等は決して斯ることを致しましたからと申ましてそれを好んで這入來ると云ふが如きことはないと考へられるのであります、今監獄なるものを私共の理想に適つたものとするには如何に爲すべきかと申しますれば、即ち前に申しましたとをソシステム(試裁制度を完全なる有樣に適用致しまして、さうして今日在監囚人の過半數を減却せしむること、第二は囚人を取扱ひまする上に司獄者に出來得る限り多くの自由を與へること、第三は囚人の自重心又は自ら改善したいと云ふ希望を失はしむることなく却て彼等の自重心と希望を盛んならしむるやう務むること、第四は囚人の行狀如何に依り彼等に自由と愉快を增減すること、第五は最初刑期

を成るべく長くして置きまして司獄官の心得に依て其刑期を長短する自由を與へること、第六は監獄の境遇をして囚人の道德性を改むる上に最も適當なる境遇とすること、第七は彼等の中に前よりも善良なる人間となりたいと云ふ志望を成るべく盛んならしむるやうに奬勵すること、第八は監獄の中に在ります間に自ら己れを助けること又社會に出て受くる自由の準備を漸次に與へること、第九は彼等が監獄を出てますするならば暫時の間直に社會に投ぜしめず監獄と社會との中間の場合に彼等を入れて保護すると云ふことであります、其他尙此問題に就て論ずべき事柄は多くございませうが、それを論ずる時間もございませぬ、故に唯二つの事柄を皆さんに極く短かに申上けて諸君の御參考に供したいと思ひます、一つはジョーゼフ・ユニヤル、レバブリックと云ふ人の立てゝ居りまする會であります、是は亞米利加の合衆國に在る會でありますが、其制度は驚くべき程完全な制度に出來て居る働きでありまして今其働の精細を申上げることは出來ませぬが其會の結果は實に驚くべき結果が起つて居ります、自分も實際目擊致しませぬならばどれ程の結果が其働に依て出來て居るかと云ふことを聞きました位では信ずることの出來ない程大なる結果が顯はれて居ることでございます、是は監獄と云ふのでもなく又學校と云ふのでもなく所謂囚人の自治體の如きものでありまして、一人の驚くべき管理者の下に組織せられて居るのであります、若も諸君が未だ此事に就

て御研究になつたことがありませぬならば其會の組織及方法に就て御研究あらむことを希望致すのであります、モウ一つは英國に於て採つて居ります二つの主義でありますが、其一つは初犯者——中にも極く幼年の初犯者は成るべく之を監獄に送らないと云ふ制度であります、例へば若し斯る犯罪者がありますならば其者の友人が役所に參りまして其引受を申出で警官も承諾致しまして之を裁判所に送らず又宣告も致しませぬで友人の監督の下にそれを委托致しまして改善せしむることを努むるのであります、モウ一つは若し裁判所に引かれて參りましても成るべく取調べの期限を短かく致しまして最も長くても六ヶ月以上も未決監に置くと云ふやうなことは殆どないので成るべく速かに刑の執行を定めて仕舞ふと云ふことであります、此國に於きまして私の聞きました話には或人の若き友達が或嫌疑の爲めに捕へられて一年半の間未決監に入れられて居つた後ち遂に無罪となつて放免せられたと云ふ事實を承りましたが、是は事實てないことを希望するのであります、斯の如く一年半も未決監に置いてそれが後には無罪となると云ふことでありますならば日本の裁判官が不足して居るか若し其數が充分であるとすれば其職務が機敏でないと言はねばなりませぬから、是は事實てないことを希望して居りますが若も斯ることが万一あると致しますれば、今日文明諸國の最も進歩した制度の理想として居る所は成るべく初犯者の如きは宣告の後にすら監獄に入れる

ことをしないと云ふことであると致しますれば、未だ決せざる嫌疑者をして斯く長く監内に置くと云ふことは最も不良なる方法であると思ふのであります、今から三ケ月以前に私は英國に在る自分の友達に手紙を書きまして或新聞に投書せらるゝやうに旅行記錄を送りました、其中に日本に滯在中日本の人々から少なからざる好意及歡待を蒙つて居ると云ふことを書きまして、さうして尚ほ日本に於て種々なるものを實見することも得たと云ふことも書添へまして、其中に日本に居る間四つの監獄を實視することをも許されたと云ふことを書いて送りました、所が其婦人から送られました返事にあなたの御書面を讀いて非常に面白く感しましたが、併し一番仕舞にあなたが監獄を實視したと云ふこと丈は新聞に載せて置きませぬでした、それは何故かと云ふと何んだか其事は餘り面白くなささうに考へたから其事丈は投書せずに置いたと云ふ返事が參りました、兎に角私は此國に參りまして監獄の實視を許されたと云ふことは誠に光榮であると考へて居ります、さうして又今日此所に於て諸君の前に卑見を陳ぶる機會を與へられたと云ふことも私に取りましては大なる光榮でございます、日本の監獄を見まして私の起りました感じの著しきものの唯二つを一寸申上げまするならば、一つは其囚人の容貌に顯はれて居る人格が最も下等な容貌であると云ふことであります、即ち日本の囚人の容貌は人間の中で最下級の人であると思はれる容貌の人が多いと云ふこと

てあります、モウ一つは司獄者が其囚人を取扱はるゝ方法は最も人間の即ち人道に適つた取扱をせられて居ると云ふことであります、換言すれば其囚人の種類は人間の最下級の種類の如く思はれ、取扱は人道の最も進んだる取扱であると云ふ二つのことであります、最後に皆樣に向つて一つの御注意を促したいと思ひますることは西洋諸國に行はれて居る今日の監獄制度と云ふものは極めて不完全であります、それですから諸君が西洋の監獄組織に隨ひたいと云ふ考でございますれば餘り隨ひ過ぎなさらないやうに御注意を促したいと云ふことであります、彼等の行つて居る事に隨ひなさるよりも寧彼等が論じて居ることに御隨ひなさることは宜しいかは知りませぬが、併し彼等の行つて居ることに餘り隨ひ過きまするならば其制度なるものが極めて不完全なのでありますから却て不得策であらうと思ひます、寧諸君が自ら發明せられ自ら經驗されて是等の事に對する新知識を御啓きあらむことを望みます、又其方が安全なる良策であらうと考へるのであります、諸君が堪へ忍んで私の話を御聽き下されました御好意を厚く感謝致します(拍手)



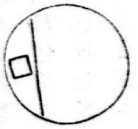
○監獄建築談（前號の續）

千頭正澄君

それから誠に小さい事を御話するやうでありますが、浴槽であります、浴槽を實は栗の木で造つたのであります、栗の木は御承知の通り餘程水には強いと申しまする故に栗で造りました、それも何んの所以であるかと申しまするに御料局の支廳で檜材を四千本買入れました所が檜材は漸く二三寸位しかないのと栗材と同一位のものでありますから其栗材の拂下を受けたる日本鐵道會社よりして同し價格で交換をして呉れぬかと云ふことを云ふて來た、今日では國庫の經濟でございますから到底ソンナ事は行はれぬでございませうが、當時は參事會員が承知すれば宜い譯でありますから段々調査の末で栗材と交換を致しました所が、日本鐵道會社に於きましては其栗材を取つた所が漸く枕木にするより外仕樣がない、メ口三寸の檜でありましても其中には立派な木がありますから紳士の別莊の立派な用材にもなりませうから價格は宜しい又事實に於きましても用いまするには栗材と檜に於ては餘程の違ひがあると思ひます、加之栗材は巨大の材木であつたので山間の古老も斯の如き栗材は未だ一見したことのないと云ふ程の栗材であつたのであります、夫故に交換をしまして監獄署で引立てゝ見まするとと用材を取りました

あとに半端が出ます、其半端を用いまして浴槽に注意して取つたならば宜からうと云ふよりして浴槽に此栗材を用いたのであります、餘程是は自慢の積りでありましたし又參觀せられたる方も縣會議員なども能く栗材と云ふことに氣が付いたと云ふて實際は大分褒められました、所が段々致して居る中に水ばかりを使用して居れば宜しうございますが、彼の熱湯が這入ります故に段々と腐蝕して來るやうな狀況に赴きまして是には一驚した、どう云ふもので水に堪へるのに温湯位に堪へぬと云ふことはなからうと云ふ積りで段々研究に研究を重ねましたけれどもがトウ〳〵往かぬことに歸して仕舞ひました、四人監の浴槽拘置監の浴槽などは温湯でありますからまだ保存して居りましたけれども元湯に彼の栗材を用いました所が一ヶ年と保たずにトウ〳〵やり變へねばならぬと云ふ結果になりました、今日の一分板を用いまして元湯の槽を造り變へましたのであります、是等は今日より見ますれば實は大なる失敗の内に屬して居りますどうも栗材などと云ふものは單に流動物ならば何んでも堪へると云ふ解釋をしたのが以ての外の誤りであると云ふことを發見致しました、其元湯に就ては或は是は自慢になるかも知れませぬが序でに御話致して置きたいと思ひますが、蒸氣瀜鑵などは經費の都合に依りまして容易に變へることが出來ない、又主務省に於ても豫算を與れないと云ふ場合に於きましては矢張名古屋で今日やつて居りまする元湯の構造にしたら餘

程經濟かと思ひます、それはどうしてやるかと云ふと都合十六石這入つて居ります、十六石の湯が急いで焚きますれば一時間に沸きます、けれどもさう急ぐこともありませぬて炊夫の仕事の傍ら二時間若くは三時間位で沸して居りますが餘程石炭の節略を見て居ります、それが唯の釜一つでは往けませぬが石炭を入れましてからクル〳〵廻はるやうに其板金を全部煉化て積んである、それで煙路がありますす、故に沸きが早いと思ひます、是は序でに御參考に供して置く次等であります、餘程御話し悪くいのが又一つ出て來ました、實は靜岡の監獄では便捨場が中より捨てることになつて居りました、是は何所でもさうでございますが、失敗談を漏さず御話しやうと思ひますから……名古屋の方では餘程工風を仕過きまして非常に不便な構造にしたのであります、先づ斯う云ふ工合に



此所へ總雪隱場を捨らへまして門を付けたのです、それ故に便の汲取人が來る度に鍵を持つて行つて開いてやらなければならぬので實に馬鹿氣切つたことをやりまして、靜岡のやり方よりも幾層倍悪がつたのであります、試に殘念であります

けれども斯う云ふともあります、それから各工場の便所の構造であります、九工場あります、それを折半致しまして甲乙にしまして都合十八工場になつて居る、それへ持つて行きまして便所の數が四人小便すべき箇所が幅二間位に取つたのであります、是は隨分號令の頻繁な時分でございまして、十人なり十二三人なりの組合を分けて號令を掛けてやりまする時分でありまするからさう云ふことをしたのでありますが段々あとで考へますると號令などをせずに一人々々でも一向差支ないと思ひます、一人なり二人なり號令を用いず札なとを與へまして交々時間が來ましたら大小便をさせることにして差支ない、寧無理がなくて其方が適當であらうかと云ふことを發見致しました、是もどうか機會があつたならば大便所を一箇所にして小便所を二三尺位の幅にして跡は殘らず工場の機械庫にても變更してして置きましたやうな都合でございますが、試に無益なことを致しました、丁度此好みをしまして囚徒を無理に他の者が大小便をする場合に矢張大切なる就役時間中に待たして置かなければならぬと云ふやうな構造にしたので是等も隨分失敗の甚しきものであらうと思ひます、それから各工場の板壁であります、多くは三尺若くは四尺許置きまして其の上は無論窓にするとか或はダンダラにするとかして雨の這入らぬやうに注意して居りますが是等は後とで考へますると其下の三四

尺ばかりの所は雨たゝきがあるのでありますから必ず風雨の時は水で洗ひまする手數を掛けなければならぬ譯になるので自然と板壁が早く腐ると云ふ憂がありますから是等は餘り金の掛らぬ譯でありますから半數位の煉化を積んで置けば宜かつたにと云ふことを後とで思出しましたやうな都合であります、是も亦失策の一であります、それから拘置監より事務所へ又拘置監より拘置監の浴場へ渡り廊下を付けねばならぬのでありました是は心付いたと云ふ御話にしたいですが、實は心付いて居なかつたのであります、僅かに二三間の距離でありますから少々の雨は一向差支ないと思つて居りましたが小河事務官の御心付きに依つて初めて是はやつたら宜かつたにと思ふたのであります、尚事務所の廊下の東端よりして女監へ至りまする廊下であります、是は隨分距離もありまして稍や三十間許あるかと思ひますが是等も今少し注意して掛りましたならば雨天の時でも雨具の用意をせずに行ける便利の構造に出來たにと云ふ感じがあります、それから事務所でございます、

事務所は實は典獄室なとを今少しく大きく致しましたならば正式に司獄官會議も能く出來たであらうかと思ひます、又各課の配置方も今少しく考へたらも少し宜くはなかつたかと云ふ考も持ちます、併し是はどうしたが宜いと云ふ明案はなくして其感じは今日にあります、何んても私の後任者がソコ等のことも考へて居るやうでありまする、是等も森典獄と同意の感じもあります、併し拘置監へ水管を以て水を引くやうに仕掛けて置きましたが、是は木製であるから腐るから往けないと云ふことで取つて除けた趣に聞きましたが、是は矢張私は必要かと思ひます、是が後任者と意見を異にして居る點であります、それは人々の見所で或は宜いと云ひ或は悪るいと云ふのでありますから、ソコは何んでもないことでありますが私は同意が出來ませぬ、矢張拘置監に向つては水管で水を送る必要がありはせぬかと思ひます、先づ脊に汗を流しまして御話をしまする概略はコンなことであります、或は專門の技師其他老練なる御方が精しく見られましたならばまだ多々失策を致して居る廉もあるであらうと思ひまするけれども自覺致して居りまする箇所は先づコンナものであらうかと思つて居ります、尚ほ序でに御話を致して置きませぬければなりませぬことは、彼の分房、拘置監、四人監を合せて凡て五百房許是が未成功になつて居ります御承知の通り設計になりましたのは明治廿六年であつて廿七、八年の日清戰爭後の物價の騰貴は著しいことで殆と物に依りましては二倍以上になつて居る譯でありますからトウ〳〵五万有餘圓の金を使ひ込みまして其分房は成功を見ずに見棄ひましたやうな有樣であります、何故に分房を廢して雜居房を先に建てたかと申しまするとと雜居房でありまするとと五人も容れられれゝば六人も容れられると云ふやうな融通が利きます故に雜居房の方を先に建てました

一理由モ一つは私の最初に述べました監獄は是非感化でなければならぬと云ふ考がありまするが故に都合好く行つて感化になるならばセメテは分房監でも縣會の議決を求めて感化にしやうと云ふ目的がありました故に分房監を後とに殘した次第でありますが不幸にも成功を見ずに仕舞ひました、是より國庫の支辨として求むるより外に途のない結果になりました、以上は頗る漠然の至りに堪へませぬけれども御參考の万分一にもと思ひまして御話致しました次第でございます(拍手)

雜錄

○監獄教誨所感（前號の續）

伊藤思恭君

西洋に於きましては日曜と申しますれは何所に參りましても戸を締めまして寄席、芝居は勿論、飯を食ひたいと思ふても何所でも飯を食ふ所がない位である、何れも寺に參りまして說敎を聽くとか眼があれば公園でも散步する我日本に於きましては如何であるかと云ふと料理屋、寄席、芝居と云ふものは日曜當てて花々しく致すと云ふことであります、て日本人は此日曜と云ふものを娛樂の日と心得て居るのである、娛樂と云ふことは强ち惡いとは申しませぬけれども稍やもすると此日曜には却て善からぬ事が平生に比して餘分行はれるであらうと思ふ、ツマリ娛樂の日がモウ一層進んで或は罪惡の日と化して居るのではあるまいかと思ふ、是は最初日曜と云ふものを我日本に輸入した人が日曜の精神を忘れて仕舞つて唯外形丈を輸入したものではないかと思ふ、實に情けないことをしたものじやと私は思ひます、又此監獄敎誨或は感化院と云ふやうなものに就て職員の一致と云ふことが必要であるのみならず此監獄と云ふものは成るべく社會の事情と一致すると云ふことが必要である、私が獨逸へ參りました時に彼の有名なるクローネ氏に面會を致しまして敎誨上の意見を叩いたことがある、で色々話を致しましたが、其話の序でに此日曜に於て囚人を休役せしむることは

善いか惡るいかと云ふことを私は質問致したのである、しましたらクローネ氏が答へて言はれるには我獨逸に於ては日曜には全然役業を休ましめて居るのである併ながらどうも休ませて居る爲めに囚人に無聊を感せしめて却て平日よりも犯則者が多いと云ふ結果があるのである、てあるから出來るならば是は仕事を少しはさしたら宜からうと思ふが、どうもさう往かぬと云ふものは日曜日は此方らでは宗敎上一般に休ませるのである、若も監獄に於て日曜に作業させることになつたら社會から攻擊を受けて仕方がない、だから日曜には矢張休ましめて居るが、どうも犯則が多くて困る、ですから敎誨でも同じ囚人に向つて一日に二度宛も致して居るやうな譯であると言はれた、ソヨデ私がモし一步進んで尋ねて曰、我日本に於ては日曜に休まして居るが是は如何のものでございませうと言ふて聽いた、さうしたらクローネ氏が答へて言はるのには、日本の監獄に於て現に執行を受けつゝある囚人が社會に居る時分に日曜にも矢張仕事を休んで居るやうであるや社會に於ても矢張日曜に仕事を休んで居ると云ふならばそれは監獄に於ても休ませる方が宜い、けれども若も社會に於て日曜でも休まずに仕事をして居るならば、どちらかと云ふと休ませなければならぬと云ふ必要もないではあるまいかと思ふて居る、若も是が敎誨をしなければならぬと云ふ理由から來て居るものとすれば日曜には仕事をさして置いて、日曜に一日休ませると思ふて毎日幾らか時間を割くとか云ふ工合にして毎日敎誨を致した方が利益であらうと言はれた、是は敎誨に多少關係致して居ることでもありまするし又一致と云ふことを申上げましたから一例に申上げたやうな譯でございますが、で私が頗る遺憾に思ひまするとは我邦に於きましては他の事は暫く措きまして此宗敎上の狀態が監獄の中の囚徒と社會に居つた所の狀態とは不一致ではあるまいかと云ふことが私の頗る遺憾に思ふ所であります、之を先づ例して申しますれば我眞宗の門徒で申しまするとか家に居る時分にはどうであるかと云ふと多くは朝夕佛を拜しまして御勤めをしてあるのであります、然るに監獄に來て見ますととうであるかと云ふと朝晚御勤をすると云ふやうなことは決して出來ないのである、又朝晚御勤をする時に用ゆる和讚とか御文とか云ふやうな物は監獄で若も囚人が借用を願出た時分は其物は矢張普通の看讀書籍としてさう云ふ物を借りて居ると外の看讀書籍が借られぬと云ふやうになつて居るのである、英國などに於きましては決してさう云

ふことはせぬのであつて新教は新教當教は舊教猶太教と云ふやうに各其宗旨に依て其儀式に用ゆる所の聖書とか或は祈禱書と云ふやうな物はチヤンと一定して居りまして監獄に這入つて來た時看守長が纏めて置いて、お前は何宗ぢや、新教でございます、さうかと云ふて新教に用ゆる儀式の書物を一通り渡してやる、お前は何か私は猶太教でございます、さうかと云ふて猶太教に用ゆる書籍を一と纏にして貸してやるので這入つて來る時から儀式に用ゆるものは貸してやることになつて居る、さうして又彼方では少しても宗教に關係したる書籍は教誨師に於きまして撰擇取捨致しまして愈々囚人に貸すとするには先ず監獄局長の認可を經なければならぬことになつて居る、若も此書籍は囚人には見すべき物でないと云ふて監獄事務官に於て意見が異つた場合はどうするかと云ふと其時は監獄事務官から致して其監獄を纏轉して居るビショップに向つて採決を仰くので、若もどちらの意に滿たぬでもそれに向つて苦情を言ふことは出來ぬことになつて居るのであります、我邦でソンナ採決を仰ぐと云ふやうなソンナ突飛なことは申しませぬけれども眞宗なら眞宗、日蓮宗なら日蓮宗或は耶蘇教なら耶蘇教と云ふやうに其宗派々々で儀式に用ゆる書籍を一定致して置きまして之を入監の際に貸してやつて出來るならば彼等に朝晩祈禱の出來るやうにしてやつて貰ひたいと云ふことが私の希望である、又現今日本に於きましては或は日蓮宗の者に向つて眞宗の本を貸したり或は佛教の者に向つて耶蘇教の書籍を貸したり頗る混亂して居るが彼方では決してさう云ふことは許さぬのである、さう云ふことを致して彼等に向つて宗教を信ぜよの或は之に依て感化をせしめやうのと云ふとは到底出來ないことであらうと思ふから、愈々此宗教に依て彼等の精神を改良しやうと云ふならば初めから一つのものでなければならぬと私は感ずるのである、て出來るならば社會に居つた時の狀態を監獄に於ても續けて行かれるやうにして貰ひたいと思ふので、現に白耳義のサンジール監獄に於きましては各監房に十字架がチヤント貸してあるのである、又どの監房に參りましても儀式に用ゆる珠數と云ふ物は各囚人に貸してあつて、さうして朝晩祈禱の出來るやうに便宜が與へてあるのであります、又獨逸のモアビートに至つては毎日彼所では交る代る朝教誨堂に集めて祈禱をさせるのみならず晩になると監房の廊下の眞ん中に持つて行つて聲のよい囚人を集めまして、さうして宗教上の唱歌をやらせるのである、其間に各囚人一同に祈禱せしむることにして居る、其唱歌の如きも時々教員を聘しまして囚人に唱歌の聲古をさせて居る、又英國に於きましては毎朝教誨堂に呼出して祈禱せしむるのみならず晩には又自分一人で出來るやうに「プレスカード」と云ふて祈禱の札も入つて居り又祈禱の時間も時別に與へて居る、さう云ふやうに監獄と社會との間の宗教上の狀態を續けて行くやうに注意して居ります、今日の我邦の狀態はどうかと云ふと監獄に這入つたが爲めに佛を拜むことが出來ぬことになる、必ず拜ませなければならぬと云ふ議論ではないが、社會に居つた時と同しやうに續けて行くやうにして貰ひたいと云ふことを希望するので、今日の有樣では監獄に這入つた爲めに社會の狀態を斷絶せられるのである、出來ならば益々之を温め益々之を高めて宗教家に依て彼等の頑固なる精神を改良するやうにしてやりたいと云ふ考を持つて居ります、尙ほ申上けたいこともございますが大變長くなりましたから是で御免を蒙ります（拍手起る）

特に注意すべきは以上の伊東君の談話中日曜教誨に關する事項に就て小河副會頭よりの注意ありたる點なりとす、若し夫れ伊東君の談

を讀みたらん者はまた併せて左の小河副會頭の演說を參照一讀する所あるを要す

○小河副會頭の談話

（前略）尙一言私は茲に申して置きたいことは唯今伊藤思恭君から大層有益なる教誨に就ての御所感の御話を承つたのであります、一々日本の教誨と外國の教誨とを比較されて其進歩するとしないとの原因も能く了解致してございますが、其御話の中に少しく私の意に了解し切らぬ所があるのである、或はそれが實際のことであるや自然聞違ひのことではあるまいかと云ふことに就て一寸一言私が注意を致したいことがある、と云ふのは大體此監獄に於ての囚人生活處遇の有樣を成るべく是まで社會で探り來つた所の道行と結付として分離しないやうにするのが大變緊要のことである、其一例として例へば日本の囚徒が外と内に居る時分は或は朝夕御和讃をしたり若くは御文を讀むやうな習慣があつて即ち朝夕念佛を唱へて居をやうな者が監獄へ這入ると念佛をすることが出來ない和讃を讀むやうなことも出來ない、即ち社會との結付を監獄に這入る爲めに斷絶されると云ふ傾がある、是は誠に遺憾なことであると云ふ御話があつた、其點に於ては私も誠に御同感である、併なから其

ことに就てクローネ氏が、私の極めて敬尊して居る所のクローネ氏が言はれたと云ふことを御引出しになりましたが、日本の監獄でも社會の有樣を能く顧みて是と結付けなければならぬと云ふ一例として日本では日曜日に於て多數の下層の民がどう云ふ生活をして居るか果して休むのであるかと云ふのに決して日本の勞働者は休む所ではない働いて居るのである、然らば監獄に於ても其結付をする爲めに矢張日曜日などに休役させるには及ばぬ仕事をさして普通の社會と結付の關係を取らした方が宜いのである、獨逸に於ては遺憾ながら日曜日に休役して居る爲めに或は種々な犯則を見ることゝなり不都合の事をするから仕事でも執らして見たいと思ふが社會の攻撃に對して何分決行されぬで仕事をさせることが出來ぬと云ふやうなことをクローネが言はれたと云ふ御話であつたのである、是は私の甚だ合點の行かぬ所で果してクローネが斯の如き言を爲したかと云ふことは平素の先生の言行に對して甚だ信じ兼るのみならず、又私も久しく同氏には親炙致して其持論も聽いて居ることとてありますから、どうも今言はれたやうなことは信ずることは出來ないのであります、又實際外國に於てクローネ翁が日曜などを休ませる爲めに犯則の原因となると云ふことを言はれたと云ふことは一向合點が往かぬと云ふのは、日曜日なとは殆と犯則をする暇がない、囚人に取りましては唯娛樂のみでなく大變必要な日で、午前は敎誨も聽き書籍も讀む、普通の日に於ては容易に讀むことが出來ぬが日曜日には澤山の書物を讀むことも出來、或は獨逸でもやつて居る所もある、モアビートではやつて居りませぬが他の監獄に於ては或は講讀もしてやる所もある、日曜日は非常に必要な日になつて居つて殆と普通の日と變らず利用されて居るので、犯則の原因になつて不都合であると云ふやうなことの言をクローネ翁が發せられることはなからうと思ふ、加之社會との結付を爲すが爲めに果して日本に於ても日曜日に囚徒をして役業を休ましむるの必要があるとしたならば、我邦に於ては御承知の通り成程先刻伊東君が言はれた如く或地方の如きは朝夕念佛をすると云ふことや何かをする習慣があると致しましても、それは極く限られたる地方のことであると思ふ、或は北の地方即ち北越地方などに於ては成る程さう云ふ習慣があるかも知れぬが、日本全体殊に此關東地方の實況を見ると殆とさう云ふ習慣はないので日本の全体を通じて觀察すれば社會の者はさう宗敎の信仰心はない普通の勞働者などと云ふ者は一向宗敎の趣味を感ぜず又信仰心と云ふものはないのであります。から日曜に於ても一向冷淡で少しも日曜日を休まなければならぬと云ふ感念はない、さう云ふ感念がない、日本の社會に結付をする爲めに矢張仕事をさせて刻苦させるが宜いと云ふことは如何に社會との結付を付ける上から見ましてもさう云ふ惡るい結付を決して日本に於ては付けさせたくない、縱令日曜日に於ては朝から晩まで苦刻する習慣になつて居つても監獄に於ては囚人の感化改良の目的を達する爲めに其他種々の心の健康を保全する上に就て必要がありますれば其取捨を講ずることあるまい、現に日本に於て日曜休役の長きに失し弊のあると云ふことは抑も何處にあるかと云ふと全く私の考では敎誨師などが敎誨に要する注意のまだ充分徹底して居らぬが爲めであると思ふ、即ちさう云ふ弊かありまするが爲めに俗人が敎誨と云ふことに冷淡になる、普通の役人なとが喙を容れて日曜日に少くとも半日或は全日休ませるは經濟上不得策であると云ふ俗論を生ずるのである、さう云ふ俗論を生せしむるに至るは第一敎誨師に取りましても甚だ不面目のことでもあると思ひまするし又全体監獄に於て遺憾と思ふ、若し是を能く利用するに於ては日曜日はおろかモット澤山休ませる機會を與へても宜いのである、

で此事は既に稍やもすると有力なる人の中に今日日曜休役を廢すると云ふ俗論の非常に行はれむとして居る傾のある今日でありますから今伊東君が私の尊敬して居るクローネ翁の言を引いて日曜日に休ませぬ考を持つて居つたと云ふことが若し多數の當局者に廣まりまして之を誤解するやうなことになりますると非常な不都合を見ることになりはしまいかと思ひまして、一面にはクローネが果して斯う云ふ言を發せられたか若し發せられたとしたならば、まだ日本の事情を充分知らぬで發せられたのではないか此點に就ては私は平生にクローネを知ること盡せりと思ふて居る考の私でありますから、特に私が伊東君の有益なる御演說を拜聽しましたことを感謝致しますると共に此事を一言申上げて置く必要があると思つて一寸蛇足を加へたのであります。（拍手起る）

○監獄談片

別天生

○支那長撰擇の方法に就ては曾て大臣よりも訓示せられ且又其の選擧を愼むの必要なることも屢々本紙に揭載せられたる所なれども兎角支那長擔任の方法に就ては其の宜しきを得たるものゝ聽なきは監獄改良上頗る遺憾多きものと謂はざるを得ん

次第である、支署は謂ふ迄もなく小監獄であつて姦に拘禁する所のものは比較的微罪者の多いのは勿論であつて先づ此微罪者に對して適當に監獄の効果を及ぼすことを得たならば勘なくとも現今の四人の一部分を減少することを得べきに事實は之に反して支署の犯罪中學より進んで本署の犯罪大學に累進するものが多いのである、また多少犯罪中學の程度に於て之を防遏することは比較的易きことなれど既に累犯者と爲つて犯罪大學に入りたる者は所謂石田に鍬を入るゝが如きものであつて其の勞多くして効尠きを免かれぬのである、加之支署長は直接典獄の配下に居らぬか爲めに比較的人物を精選するの必要がある、然るに現時の實況を見るに兎角之と反對に多少左遷の意味を以て居りはせぬかとの疑ひあるを免かれぬ勿論多數の支署長中には其の適任者を見出すこと敢て難きに非ざれども概して謂ふときは俸給も本署の一課長二課長よりも低き者を以て之に充つるの傾があると謂つても宜しい既に其の位地が低ければ自から支署長たるの体面を維持することも六かしくなる故に先づ人物を精選して少なくとも其監獄の最高級者を以て支署長に充つると謂ふ風にならなければ到底此の小監獄の改良を行ふことが出來ぬ

○小監獄の改良に人物を精選することは實に第一の急務であるが尚典獄が之を監督する方法に至つても現時の如き方法では到底監督の實を擧げることが出來ぬ恰も中央政府の巡閲官が監獄を巡閲する如き筆法では駄目だ巡閲官の一監獄巡閲は多くて二三日で終了する二三日で支署の監督を行ふと謂ふことは如何なる名典獄でも六かしい加之巡閲官の巡閲とは事柄が違ふ巡閲官は無論監督として巡閲するには相違なけれども典獄の支署に於ける關係は自己の配下である加之巡閲官は一定の日子を以て多數の監獄を巡閲しなければならぬ事實である故に勢ひ少き日子を以て早卒に監獄事務の大體を總括して觀察を施こすけれども典獄は此の必要がない頗ふる綿密に觀察を遂げ恰かも本署に於けると同一に事務を視なければならぬ否寧ろ自己は不在勝てゐるから本署よりも尚精細に事務を探らなければならぬ少なくとも一週間は其の支署に在つて直接に事務を取扱ふことを要する此一週間の支署勤務は一面典獄をして精細に事務を調査するの便あるのみならず尚又支署長及其の他の部下官吏をして事務を探るの方法を見習はしむる便利がある、此事柄は是非とも典獄の支署監督の方法として實施せられんことを望むのであります

○官吏身分帳は文書保存規程の上に始めて見へたる帳簿なるが思ふに實際に於ては各監獄とも既に其の設けがあることゝ信じます而して典獄が之を保管し看守に係る分は一課長が保管するのである此の身分帳の樣式は大略昨年の典獄會議の節諮問案として囑付されてある通り本人の從來の教育程度經歷等獨り官廳の履歴のみに限らず悉く網羅して居らなければならぬ且尊屬親の生死如何死亡年月日子女等をも詳細揭記するを要するのである之が他日恩給の請願ともなることあれば頗る精確にして置かなければならぬのである然るに兎角之が不正確であつて且活用を缺いて居るのは頗る遺憾と謂はなければならぬ例へば看守が亡父の爲めに祭日休暇を得て祭事を營みたいことを出願すれば一片の届出にて何等の調査をも施こさないで許す故に往々にして身分帳記載の死亡月日と届出の休日と齟齬することもあるのである斯かることは一寸した取扱ふ以上は此位な微細な點まで注意して貰ひたい

○四人の頭髮は監獄則上短薙することを得との許可法なるも當局者は宜く其の精神の在る所を酌んで清潔と紀律とを保たしめんが爲めに差支なき限りは之を短薙するを至當と考ふ、實際また多くの監獄では短薙しつゝあるのである然るにまた往々にして法文通り長髮參々として垂れしむる所もある一見紀律上如何はしき感の起るのを禁じられない

○四人に對して清潔法を強制するは一は彼等の保健上必要なるは勿論なれどもまた其の内には教育の意味を含んで不潔の秀風を一洗せしむるのである先づ其の心を洗はんと欲すれば身を洗はざる可からず如何に修身齊家の道を講ずとも身に不潔なる繃繦を纏ひ垢に埋もれたる儘はしき身体にては到底無効の說法に終はらざるを得ず此の故に身体の入浴は成るべく頻繁に之を勵行し且彼等に貸與すべき手拭等は必ず漏れなく行渡る樣にしなければならぬ手拭もなきに毎日の洗面を強ゆるは頗る酷である之が爲めに勞ひまた洗面をせぬとか若くは帶を以て手拭に代用するの癖も起るのは免かれむを用ゐないけれども尚くも監獄内に在つては是非とも感化上必要手段として勵行せられんことを望むであります

○監獄の當局者は常に四人の面前に對しては一層言行一致と謂ふことを確守しなければならぬ自己の不注意を實めずして徒らに四人のみを責むるのは感化上非常なる障碍を與ふるものであります或

監獄に於て囚人情苦を訴へて旨く在監人遵守事項に云々の規定あり監獄之を勵行せずして我を責む其の非何れなるやを知らずとの言は往々にして巡閲官の耳にずる所なりと謂ふ例へば臥具枕の清潔は往々當局官吏も唱へ囚人も知る所なれども實際之を情願するも今に取換へて呉れず枕の慈訴もまた聞く所、此邊は當局者の十分注意すべき所なりと信ず

○囚人の發信は一箇月一通一次とは監獄則の規定である勿論之には例外があつて尚ほた賞表の多寡に依つても其の度數は異なるが總じて書信を制限するのは即ち之が自由刑の結果であると謂はなければならぬ隨意に意思の交通を許すとせばまた自由刑の効果を減少せしむるものである而して其の之を監督して一ヶ月一通なるや否やを調査するには信書監督籍なるものを必要とする所以である、然るにも拘はらず予の視たる監獄にては書信監督簿の整理が甚だ不十分であつたのは頗る遺憾とする所である刑は宜く嚴正でなければならぬ書信の監督すら不十分なる所は嚴正なる刑を執行したものとは謂へない斯る粗漫なる取扱を以て感化と誤認しては宜しくない感化の意義は矢張嚴にすべき所は嚴にするのが感化である徒らに緩和なる取扱を以て感化なりと目するのは大誤謬である此の點にも當局者は注意せられんことを望みます

統計

○明治三十五年四月末日現在全國在監人員表

囚人	三十五年四月末日	仝三月末日	三十四年四月末日	前月ニ比較シ 増	前月ニ比較シ 減	前年ニ比較シ 増	前年ニ比較シ 減
刑事被告人	八、八四二	九、九三一	七、八三七	九〇		二、一八九	
懲治人	五三、〇六七	五二、九七七	五〇、八七八			一、〇〇五	
別房留置人							
乳兒	九四七	一、〇五六	八九四	一四		五四	
合計	一、九二	一七七	一三七				
計	六三、一七六	六四、二六三	五九、八六九	七	一〇九	五三	六
刑事被告人	一、一七二	一七〇	一二三				
懲治人	一七	一	一七				
別房留置人	一六七	二五	一〇六				
携帶乳兒	四	四	一〇				
計	四、六七一	一、五四二	四、四三六	一四		五四	
明四年四月末日現在	四、一九二	一、五九一	四、〇八九		一〇九		六
比較増△減	四七九	△四九	三四七			二一二	

○明治三十五年四月末日全國在監人府縣別表

總治人	一九二	一七七	一三七	一四			
別房留置人	九四七	一、〇五六	八九四				
乳兒	一二九	一一三	一二三	七	一〇九	五三	六
合計	六三、一七六	六四、二六三	五九、八六九				

	東京	京都	大阪	神奈川	兵庫	長崎	新潟	埼玉	群馬	千葉	茨城	栃木	奈良	三重	愛知
囚人	三、三一二	一、三三二	三、四六一	一、三四六	二、三〇八	一、〇九六	八六一	一、一〇九	一、二一四	九〇四	一、二〇一	八八七	六三五	一、〇四七	一、九八六
刑事被告人	一、一七二	一七〇	八二六	一七九	二七一	三九五	七四	一三三	一五一	二四一	二五三	一五七	五四	一〇一	三五五
懲治人	一七	一	三三	一七	二〇	二	三	一	一	三	三	四	一	二	二
別房留置人	一六七	二五	一〇六	三一	五三	二二	二	一四	二	一三	二六	六	四	四	二
携帯乳兒	四	四	一〇	四	九	二	三	一一	五	一	三	二	三	一	一
計	四、六七一	一、五四二	四、四三六	一、五七七	二、六六一	一、五一六	九五二	一、二四六	一、三八五	一、一六二	一、四八六	一、〇五八	六九七	一、一五五	二、三七四
明四年四月末日現在	四、一九二	一、五九一	四、〇八九	一、三三八	二、五七九	一、三三三	九七四	一、二六一	一、三六四	九四〇	一、一三二	九七三	六六五	一、二九二	二、四〇七
比較増△減	四七九	△四九	三四七	二三九	八二	二八三	二二	一五	二二	二二二	二七	八五	三二	三七	三三

府縣別	靜岡	山梨	滋賀	岐阜	長野	宮城	福島	岩手	青森	山形	秋田	福井	石川	富山	鳥取	島根	岡山	廣島	山口	和歌山	德島	香川	愛媛	高知
一、五五九	九二六	四三〇	五九一	九八四	一、三六四	九二五	一、一三六	四三五	二八九	六五四	五四五	三三七	四五二	二八七	三九七	七一〇	一、三〇四	一、六〇六	一、〇六六	五八六	六七七	六六八	一、〇八九	九七四
五三、〇六七	一四三	六八	七八	六八	二四七	三三七	一七六	一三二	五五	一四二	二一三	二八	九二	八九	二七	八〇	一一〇	一九九	一〇一	八八	四二	六三	九〇	二七〇
三	九	四	三	三	三	四	四	四	二	一一	一二	一一	二	一四	一一	二	四	二	一五	四	六	二	二	六
五四	九四七	四	七	一八	一一	五	一二	一一	六	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
四	一二九	三	一	一	二	一	六	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
二、一五三	一、〇八七	五〇五	六八八	一、〇六四	一、〇六二九	一、二九〇	一、三二六	五七八	三五二	七八四	六九二	三八七	五五六	三八二	四二八	七九五	一、五二九	一、八三七	一、一九六	七二八	七四八	一、一九六	一、二五九	
一、七〇四	一、〇八七	五二四	六九一	一、〇八五	一、一二六	一、三二一	一、三一一	五六三	三三八	七一五	六八三	三六〇	四一二	四一三	四七三	七二五	一、四一四	一、五七九	一、〇七八	六四七	七五九	八六八	一、〇七八	一、〇三八
四四九		△	△	△	△	△				△				△	△						△	△		
五五	二〇	三	二	三一	六四	五	一五	一四	六九	三一	一四四	二七	七〇	四五	一一五	一一	一二五	一二五	一二〇	一一	三一	一一	一一	一一
一六三	一六二	一六二	一六二	一一二	一一二	一一二	一一二	一一二	一一二	一一二	一一二	一一二	一一二	一一二	一一二	一一二	一一二	一一二	一一二	一一二	一一二	一一二	一一二	一一二
一六四	一六二	一六二	一六二	一一二	一一二	一一二	一一二	一一二	一一二	一一二	一一二	一一二	一一二	一一二	一一二	一一二	一一二	一一二	一一二	一一二	一一二	一一二	一一二	一一二
二四	一六二	一六二	一六二	一一二	一一二	一一二	一一二	一一二	一一二	一一二	一一二	一一二	一一二	一一二	一一二	一一二	一一二	一一二	一一二	一一二	一一二	一一二	一一二	一一二
四〇一	一六二	一六二	一六二	一一二	一一二	一一二	一一二	一一二	一一二	一一二	一一二	一一二	一一二	一一二	一一二	一一二	一一二	一一二	一一二	一一二	一一二	一一二	一一二	一一二
一一	一六二	一六二	一六二	一一二	一一二	一一二	一一二	一一二	一一二	一一二	一一二	一一二	一一二	一一二	一一二	一一二	一一二	一一二	一一二	一一二	一一二	一一二	一一二	一一二
一一七	一六二	一六二	一六二	一一二	一一二	一一二	一一二	一一二	一一二	一一二	一一二	一一二	一一二	一一二	一一二	一一二	一一二	一一二	一一二	一一二	一一二	一一二	一一二	一一二
一一七	一六二	一六二	一六二	一一二	一一二	一一二	一一二	一一二	一一二	一一二	一一二	一一二	一一二	一一二	一一二	一一二	一一二	一一二	一一二	一一二	一一二	一一二	一一二	一一二

府縣別	總計	北海道集治監	本監	十勝網走	計	三池集治監	宮城集治監	東京集治監	北海道	沖繩	鹿兒島	宮崎	熊本	佐賀	大分	福岡
五三、〇六七	二、七三五	七九一	八九〇	八九〇	一、〇五四	一、四六〇	七四〇	八八八	一、二一六	二九五	六六三	四九八	九一六	三七〇	五九二	一、五五九
八、八四二								三六二	一二	一	八五	九〇	一〇五	一八	九九	五三三
一九一								二	一	一	一	一	一			三
九四七								一二	五	六	八	二	一八	七		五四
一二九								六	一	一	二	一				四
六三、一七六	二、七三五	七九一	八九〇	八九〇	一、〇五四	一、四六〇	七四〇	八八八	一、七〇七	三一三	七五六	五九八	一、〇四〇	四六五	五九一	二、一五三
五九、八六九	三、〇八八	九〇三	六七六	六七六	一、五〇九	一、四四九	六一三	一、三〇六	一、〇五〇	三三七	五九二	四三五	一、〇五二	四六三	六三六	一、七〇四
△	△				△			△	△	△			△			
一一	一一				四五五	一一	一二七	四〇一	一六二	二四	一六四	一六三	一二	二	五五	四四九

○前表中ニ包含セル外國人ヲ國籍ニ依リ區分スレハ左ノ如シ

國籍別	男	男	男	人員	被告人	留置人	計
清國	五三、〇六七	二、七三五	七九一	四	八	一	一
韓國	八、八四二			一七			
英吉利	一九一			三			
計	六三、一七六	二、七三五	七九一	二六	八	一	一

○明治三十五年四月末日現在全國四人刑名別

刑名	本年四月末日現在 男	女	計	本年三月末日現在	前月比較 増△減
無期徒刑	九七五				
有期徒刑	三、二一三	二六七	三、四九〇	三、四七九	一一
有期流刑	五		五	五	
重懲役	三、七一二	六〇二	四、三一四	四、三一五	△一
輕懲役	三、一一五	三〇二	三、四一七	三、四〇五	△一二
重禁獄	九		九	一〇	△一
輕禁獄	三	一	三	二	一
計	七、一三七	九六四	八、一〇三九	八、〇一九	二〇
五年以上	一、九三七	二七	一、九六四	一、八四九	一一五
五年未満三年以上	五、五三七	一三一	五、六六八	五、五七一	九七
三年未満一年以上	九、五六五	三六二	九、九二七	九、七八二	一四五
一年未満六月以上	五、七四二	二七一	六、〇一三	五、九九七	一六
六月未満	二、一八〇	九六六	一三、一四六	一三、七八七	△一三
重禁錮	一、四七〇	一九三	一、六七〇	一、七五五	△八五
計	三六、四三八	一、九五〇	三八、三八八	三八、七四一	三五三

佛蘭西	露西亞	米合衆國	計
男	男	男	
二	三	一	二四
一	一		二
一	一		二
二	三	一	三七

○逃走者累年比較表

	監内	押送中	外役先	其他	合計
明治三十四年	一	二	一	一	四
明治三十三年	一	一		二	四
明治三十二年	二	二		一	五
明治三十四年	三	一		一	五
明治三十三年	三	一			四
明治三十二年	一	一			二
明治三十四年	一	二		一	四
明治三十三年	一				一
明治三十二年	一				一
明治三十四年	一			二	三
明治三十三年	一			三	四
明治三十二年	一			二	三
明治三十四年	一	一	一	一	四
明治三十三年	二	一		二	五
明治三十二年	一	一		一	三

警視廳	京都	大阪	神奈川	兵庫	長崎	新潟
一				一	一	一七
一	一			二	一六	
二	二			三	四	
三				一	一	
一					二	
	一					
五	二	一		一	一〇	二
三	二	二		一	六	二
二	二	二		一	四	八

刑名	再犯以上	初犯	計
三年以上	三		三
三年未満一年以上	三六	一九、八八三	二九、七五九
一年未満六月以上	五三	八六三	四九、六四二
六月未満	二〇六	三七	
一月未満	九六四	一五七	
計	一、二六二	二、三四五	三、六〇七
拘留	一	一	二
輕禁錮	八	一〇	一六
一年未満一月以上	一	四一	四二
一年未満六月以上	六〇	一五七	二一七
三年未満一年以上	一〇	一	一一
五年未満三年以上	一〇	一	一一
重禁錮			
計	一、二六二	二、三四五	三、六〇七
再犯以上	三		三
三年未満一年以上	三七	一	三八
一年未満六月以上	一一六	一	一一七
六月未満	一、三一二	一	一、三一三
一月未満	一、〇二〇	三七	一、〇五七
計	二、二八一	三九	二、三二〇
初犯	三		三
再犯以上	三五	一	三六
三年未満一年以上	一一〇	一	一一一
五年未満三年以上	一一〇	一	一一一
重禁錮			
計	二五六	二	二五八
一月未満	五六	一	五七
六月未満	一、一七五	七八九	一、九六四
一年未満三月以上	八六一	三七	八九八
三年未満一年以上	二二〇	三七	二五七
五年未満三年以上	二二〇	三七	二五七
重禁錮			
計	四	一	五
一月未満	二	一	三
六月未満	一四七	一	一四八
一年未満六月以上	一四四	一	一四五
三年未満一年以上	一四五	一	一四六
五年未満三年以上	九七	一	九八
重禁錮			
計	一一五	一	一一六
輕禁獄	一		一
重禁獄	一		一
輕懲役	一一		一一
重懲役	一一		一一
有期流刑			
有期徒刑	一一		一一
無期徒刑			
計	一四五	一	一四六
五年以上	一二九	一	一三〇
三年未満一年以上	一六二	一	一六三
一年未満六月以上	一四七	一	一四八
六月未満	六七	一	六八
一月未満	三五	一	三六
計	六七	一	六八

總計	監獄	集治			北海道	沖繩	鹿兒島	宮崎	熊本	佐賀	大分	福岡	高知	愛媛	香川	德島	和歌山	山口	廣島	岡山
	北海道	三池	宮城	東京																
二二								一	一			二				二		一	五	
四四 七					三	二		一		一	一	一		五		一			一	五
三〇												二	一				一			
一五									三							一			一	一
一六		一			三											一				
一三													一	二					一	
一二 五																		二		
一四 四		一					一		六											
六					二															一
一三						一		一					一							一
一四																		二	一	
一五						二						一						一	三	
八二 七						一	一	四	一		二		一	一	二		三	六	二	
八八 一一		二			六	二	一	一	六	一	一	一		五		二		二	一	六
六四						二		一			二	三	二	一			二	四	一	

島根	鳥取	富山	石川	福井	秋田	山形	宮城	岩手	青森	山口	岐阜	長野	滋賀	靜岡	愛知	三重	奈良	和歌山	栃木	茨城	千葉	群馬	埼玉

雜報

○警察署内の留置場に拘禁又は留置せらるゝ者の費用償還方に就て

警察署内の留置場に拘禁又は留置せらるゝ者に關する費用にして本年法律第十一號及司法省令第四號に依り監獄費より償還するものと全然警察費の支辨に屬するものゝ區分法に付往々區々に相成るやに聞へ之が爲めに此の程其の筋に於ては調査を遂げ内務省とも協議を遂げ左の趣旨を以て通牒せらるべしと謂ふ

一　換刑禁錮囚及拘留囚を警察署内の留置場に於て執行する者にして監房其他の必要に依り一日内に二以上の警察署に移轉する場合は之を出入とせず當日分は最終の警察署に於て一日として計算す

二　換刑禁錮囚及拘留囚を警察署内の留置場に於て執行する者は其言渡の日より放免の日まで監獄費より費用償還を爲すものとす

三　拘留狀又は逮捕狀に依り監獄署の設なき地方の警察署内の留置場に拘置する刑事被告人に係る費用は監獄費より償還するものとす

四　拘留狀指定の監獄に押送すべき刑事被告人にして其其押送前及沿道警察内の留置場に留置する者の費用は監獄費より償還を要せず

○被告人衣類の洗濯補綴の費用に就て

刑事被告人自辨の衣類に關する洗濯補綴の費用は勿論自辨せしむるを相當と認むるも若しまた監獄に於て其の必要を認め洗濯補綴を要するも資力なく且自辨する能はざるときは監獄費を以て支辨するも差支なしと謂ふ其の支出科目は在監人費の項被服費の目に於て整理すべしとなり

○看守貸與の手帖附屬鉛筆の費途

看守に手帖を貸與するも其の記入用の鉛筆に就ては或は教習用として官給し或は自辨せしむる向もある由なるが其の鉛筆は勿論帶具費の豫算内に於て支辨して差支なしと謂ふ

○文書保存規程中受付簿に就て

曾て其筋より通牒せられたる文書保存規程中受付簿の樣式中帳簿記入の印影あり記入は編入の誤にして文書の完結を告げたる時某帳簿に編入せりとの趣旨なりと謂ふ念の爲めに一言す

○刑事被告人の新聞看讀

此の程或る縣より外國人たる刑事被告人に對し本國の新聞を看讀せしめたしとの照會に對し其の筋よりは分房拘禁の者に對し典獄に於て紀律上差支なしと認めたるときは新聞を看讀せしむるも差支なし但し差入は無論監獄則上禁ずべきものとすとの趣旨を以て回答せられたりと謂ふ獨り外國人のみならず日本人と雖も同樣日本新聞に就て許すも差支なかるべしとなり

○四人の民事當事者としての出庭に就て

四人にして民事原告若くは被告と爲り或は刑事參考人證人として出庭を請求したるときは刑の執行上差支なき限りは之を許さゞる可からざるも遠路押送せざる可からざる場合に於ては成るべく裁判所と協議を遂げ便宜の措置を採り若し是非とも押送せざる可からずとせば其の費用は押送規則に依り所屬の經費を以て支辨し他日追て該費用の償還ありたるときは雜收入に編入すべき者なりと謂ふ

○五月茶話會

月次會を開く例の如し講演者は特に監獄建築事業取調として歐米に出張せられたる山下技師及警察制度取調の爲め歐州に出張せられたる松井警視廳二部長にして其講演の趣味多くして同人を益することの深きは謂ふ迄もなし次號には是非其の講演を紹介し普ねく讀者諸士の參考に資することあるべし當日の出席員左の如し

清浦會頭　太田毅　大久保忠經
阪本存　齋藤重義
小林鎌三郎　淵正浩　志村信孝
降旗峰太郎　上野山熊四郎　布村義屋
奈倉健一郎　永吉鹿太郎　山崎政義
布留川勇　須藤善一郎　永野省三
毛利國壽　片岡眞　山口昇三郎
十河政之　余語勝忠　小倉吉次郎
大原公平　金森光雄　佐伯種知
上山爲一　小宅啓三郎　村田熊造
仙田幸太郎　香川又二郎　時山直次郎
手塚篤　武田悉安　誌江震治郎
福島清次郎　近藤勝實　關本田彦次郎
淺岡總三郎　前村五藏　田中武一
松本喜十郎　有村逸作　宮原定吉
龍田長平　風間國太郎　鴻澤米吉
松本岩次郎　長谷川文之助　研野熊次郎
富田耳吉　澤畑安次郎　佐藤省吾
橋本一　野口佐市郎　伊勢谷常三郎
柏木幸平　渡邊福太郎　加藤勝次郎
岡村達太　杉原磯楠　桐野利義
齋藤龜市　北村源治郎　中島新吉

箕島文太郎　本井庄雄　濱澤正啓　豊野胤期　木名瀬鏡助
三輪榮太郎　岸川萬太郎　福地安　千頭正澄　有馬四郎助　橋本強造
石澤謹吾　長屋又輔　眞木壽　印南於菟吉

小原貴族院議員の逝去を悼む

小原重哉先生の夙に監獄改善事業の爲めに盡瘁せられ且本會創設に際しても一方ならぬ斡旋の勞を採られたることは今尚同人の銘記して忘れざる所　不幸二竪の爲めに冒され終に不歸の客と爲り本月一日を以て葬送の日と定められぬ　會頭は特に本會を代表し墓前弔辭を朗讀せらる亦以て多少先生の靈を慰むるに足らん歟其の小照傳記は次號に揭載して以て永く其の哀を留めむ　時惟れ霖雨濛々雷鳴の耳朶に響くあり旻天の遙に號泣に和するものあるが如し、別天生識す

○三、四、五月中特赦人名

上申官廳	特赦放免月日	勅裁月日	賞表	服役年月	特赦理由	罪名	刑名	刑期	氏名
廣島控檢事長	三月三日	二月廿六日	一四年余	改悛ノ狀顯著	犯情稠諒	嬰兒故殺	重懲役九年	宮本ユキ	
松山地檢事正	三月一日	仝	仝	仝	仝	仝	仝	高橋マサ	
栃木縣典獄	三月十五日	三月十三日	二仝	仝	仝	仝	重懲役十年	福田タキ	
福島縣典獄	仝	三月十二日	三三年余	仝	仝	仝	輕懲役六年	佐久間カチ子	
山形地檢事正	三月十四日	三月十二日	一四年余	仝	仝	仝	重懲役九年	池田福一治	
鹿島縣典獄	三月十五日	三月十二日	二五年余	仝	仝	仝	輕懲役六年九月	十川ユキ	
仝	仝	仝	二七年余	仝	仝	仝	嬰兒謀殺	重懲役九年	永峰サノ
前橋地檢事正	三月十五日	三月十三日	無	四年余	仝	仝	嬰兒故殺	仝	高橋ハツ

仝	仝	仝	二年余	共犯ヘ他ノ無罪トナリタルニ拘ハラス自己ノ罪ヲ認メ改悛ノ情顯著	仝	公文書僞造	輕懲役六年	柳井岩藏	
長野縣典獄	三月十四日	三月十二日	三四年余	仝	仝	嬰兒故殺	仝	穗谷たけ	
安濃津地檢正	三月一日	二月廿六日	無	三年余	仝	仝	重懲役九年	川口庄介	
佐賀縣典獄	三月十五日	三月十二日	二四年余	仝	仝	仝	重懲役九年	井本イウ	
山形縣典獄	三月十六日	仝	二三年余	仝	仝	仝	仝	友野清能	
石川縣典獄	三日廿日	三月十八日	三四年余	仝	仝	毆打致死	仝	喜多初次郎	
宮崎縣典獄	三月十七日	三月十二日	仝	仝	仝	仝	輕懲役六年	濱口甚藏	
仝	仝	仝	三六年余	仝	仝	謀殺	重懲役九年	河野カメ	
山形縣典獄	三月廿日	三月廿二日	一三年余	仝	仝	嬰兒故殺	仝	和島物	
岩手縣典獄	三月廿六日	三月廿二日	三四年余	仝	仝	謀殺未遂	輕懲役六年	菅原イシ	
秋田縣典獄	三月十八日	三月十三日	三三年余	仝	仝	嬰兒故殺	仝	高野セキ	
岐阜縣典獄	五月十五日	五月十三日	三五年余	仝	仝	故殺	輕懲役六年九月	榊間信次郎	
山梨縣典獄	五月十九日	五月十六日	一七年余	仝	仝	謀殺	重懲役九年	名取さだ	
警視廳典獄	五月十八日	五月十六日	一四年余	仝	仝	故殺	仝	中山せん	
新潟縣典獄	四月廿五日	四月廿二日	一三年余	仝	仝	嬰兒故殺	仝	石塚フヨ	
仝	仝	仝	一三年余	仝	仝	故殺	仝	植木ハツ	
盛岡地檢事正	四月廿五日	仝	一三年余	仝	仝	嬰兒故殺	仝	鈴木ツチ子	
仝	仝	仝	一仝	仝	仝	故殺	仝	田中サナ	
甲府地檢事正	仝	仝	一四年余	仝	仝	謀殺	仝	雨宮はるよ	
長野縣典獄	五月三日	五月一日	三五年余	仝	仝	故殺	輕懲役六年九月	宮川シキウ	
新潟縣典獄	仝	仝	二三年余	仝	仝	謀殺	輕懲役六年	丸山フキ	
甲府地檢事正	五月十日	五月八日	一五年余	仝	仝	謀殺	有期徒刑十二年	依田ハル	
仝	仝	仝	一仝	仝	仝	仝	仝	依田フサ	
茨城縣典獄	五月十五日	五月十三日	二四年余	仝	仝	故殺	重懲役九年	菊池さき	

那覇地檢事正	二月八日	一月三一日	無	十ケ月余	強姦教唆（重禁錮七年大城ナベ（一年ヲ減ジ二年ヲ加フ）ニ處セラレ控訴ノ上一年六月ニ減ジ更ニ上告ノ申立ヲ爲シタルモ棄却セラレタル者）
靜岡縣典獄	二月　二日	二月八日	仝	三年余	改悛ノ情顯著ニ付懲役九年ノ刑ニ減ジ仮出獄ヲ許可セラレタル者
仝	仝	仝	仝	仝	嬰兒故殺（重懲役九年那須田米藏
長野縣典獄	三月廿六日	三月廿二日	三五年余	仝	仝　輕懲役六年九月工藤マチ
福岡縣典獄	三月廿九日	三月廿二日	二四年余	仝	嬰兒故殺（重懲役九年大村シモ
高知縣典獄	仝	三月廿二日	一一年余	仝	故火未遂（輕懲役六年四村君
東京集治典獄	三月廿九日	仝	二五年余	仝	嬰兒謀殺（重懲役九年土田源三郎
神奈川縣典獄	四月　三日	四月　一日	二六年余	仝	嬰兒故殺（輕懲役六年九月市川ハル
東京集治典獄	四月　五日	四月五日	二五年余	仝	嬰兒謀殺（重懲役九年飯田利兵衛
德島縣典獄	四月　八日	四月五日	三仝	仝	嬰兒故殺（輕懲役七年六月湊カヨ
盛岡地檢事正	四月十三日	四月十一日	一三年余	仝	故殺（重懲役九年藤田リツ
山口縣典獄	四月　八日	四月　五日	三五年余	仝	嬰兒故殺（輕懲役六年九月吉永ウタ
京都府典獄	四月　七日	仝	二十一年余	仝	放火有期徒刑十五年井上ミチ子
福島縣典獄	四月十四日	四月十一日	二四年余	仝	故殺（重懲役九年鈴木ツメ
長野縣典獄	四月十三日	仝	三仝	仝	輕懲役六年矢崎ミチ
高知縣典獄	五月　六日	五月　一日	二三年余	仝	重懲役九年長山須傳
鳥取縣典獄	仝	仝	二四年余	仝	仝　小西富次郎
群馬縣典獄	五月十日	五月八日	一三年余	仝	故殺（重懲役九年近林カノ
埼玉縣典獄	五月十七日	五月十六日	三五年余	仝	輕懲役六年九月大橋キサ
青森地檢事正	五月十八日	仝	三八年余	仝	謀殺（重懲役九年竹林カチ
宮崎縣典獄	五月十九日	五月十三日	三五年余	仝	火輕懲役六年六月渡邊チク
高知縣典獄	五月　廿日	五月十六日	二三年余	仝	故殺（重懲役九年筒井登
山形縣典獄	五月十九日	仝	一四年余	仝	仝　森キク
盛岡地檢事正	五月廿三日	五月　廿日	二六年余	仝	放火輕懲役六年九月田中アキ

宮崎縣典獄	五月廿六日	五月廿日	二四年余	仝	故殺（重懲役九年樽間イマ
警視廳典獄	四月　八日	四月五日	三五年余	仝	嬰兒故殺（輕懲役六年九月田極角次郎
仝	五月廿二日	五月廿日	三仝	仝	故殺　仝　山下ツヤ子
監獄地檢事正	五月十二日	五月八日	一三年余	仝	仝　重懲役九年本杉コフ

○諸星來徃

○囚に宮城集治監及茨城縣外七縣刑務所へ出張の小河監獄事務官は客月二十三日歸京せり

○鈴木鹿兒島縣典獄は客月十八日上京同二十五日歸任の途に上る

○江澤秋田縣典獄は客月二十四日上京大坂附近に出張本月十四日歸任の途に上る

○囚に上京中の長屋集治監典獄は本月一日出發歸任の途に上る

○上田大分縣典獄は本月二日上京同五日歸任の途に上る

○小河事務官は富山吉野兩司法屬を隨へ本月十四日神奈川に出發せらる

○眞木事務官は和田司法屬を隨へ本月十六日千葉に出發せらる

○事故錄　自五月十一日　至六月十日

五月十七日　本會茶話會を開く

仝　廿六日　警視廳の各典獄埼玉千葉茨城群馬神奈川及東京集治

叙任辭令

五月二十日
叙正六位　從六位勳五等　長屋又輔
叙從六位　正七位　有馬四郎助
叙正七位　從七位　早崎春香
叙正七位　從七位　武村耕太郎
六月五日
叙從四位　正八位勳七等　福島武司
六月十日
鹿兒島縣へ出張ノ序ヲ以テ沖繩縣へ出張ヲ命ス　司法省監獄局長　久保田貫一
六月十三日
神奈川縣へ出張ヲ命ス　監獄事務官　小河滋二郎
埼玉縣及八王子へ出張ヲ命ス　監獄事務官　山上雞雄
千葉縣ノ出張ヲ命ス　監獄事務官　眞木喬

叙任辭令

叙任辭令

○秋田免囚保護場

同保護場は河村養助氏監督の下に在りて創立以來收容したる人員は總計三拾二人にして現在者は拾五名なり此外逃亡者五名其の他は悉皆改悛の實擧りて同所を出でし者即ち市内居住者六名市外居住者六名

十五名の免囚は悉く河村氏の斡旋と保證とに依りて自分得意の勞働に服し居ることなるが今日まで收容したる者の職業分類は鍛工二名石工一名木挽二名疊剩一名下婢一名敎師一名火夫一名音樂師一名石版職一名菓子製造者一名日雇二十名なりと謂ふ

每月十五日には悉く一堂に會同せしめ來賓と共に茶話會を開きて家族的趣味を得せしむる由にて現時妻帶して分家的の位地に在る者五名あり何れも幸福なる生活を送り居れり

保護したる免囚は初犯者七名再犯者六名三犯者三名四犯者三名五犯者四名六犯者五名七犯者三名八犯者一名九犯者一名なるが其の九犯の者は持兇器强盜を働きたる者なるにも拘はらず今日は最も謹愼苦行の人と爲れりと謂ふ

同所昨年度の收入は五百九拾五圓三拾五錢八厘にして其の支出は五百八拾貳圓八錢四厘なり一人一箇月の食費三圓五拾錢を出でずと謂ふ

○原保護場被保護人の食量

原　胤昭

此程某官廳の通達にて當事業成績を調査せしに早や五ヶ年となりし事とて收容被保護者の延人員は實に六万八千七百二十六人（人員五百〇二人）となれり、蘆も積ればにて存外の大數となりたれば其實蹟も或は當事者の御參考となる事もあらんかと追々精調して御報道をなさんとす御不審の廉は御問に應じ喜んで御答を致すべし

○被保護者延人員表

本事業は明治卅年一月卅一日の創設なるにより該月は一日分の人員なり

被保護者延人員

	卅年	卅一年	卅二年	卅三年	卅四年	平均一ヶ月
一月	二六人	一、三六〇人	一、〇四二人	一、二九人	一、二六人	一、一四二人
二月	二、一五八	一、一九九	九五六	一、〇〇三	一、二三三	一、一五〇
三月	二、三五五	一、一三六	一、一五三	一、〇九二	一、二三三	一、一五八九
四月	一、八二	一、一二〇	一、一六五	一、〇二四	一、二七三	一、一三九

被保護者食用米量平均一日表

	卅年	卅一年	卅二年	卅三年	卅四年	平均一ヶ年
一月	六、三合	六、一合	六、一合	五、九合	五、九合	六、合
二月	六、〇	六、七	七、〇	六、五	五、八	六、四
三月	六、六	七、一	七、一	六、四	六、一	六、三
四月	六、七	六、〇	七、一	六、二	六、〇	六、二
五月	六、〇	五、八	六、四	六、〇	六、〇	六、〇
六月	六、〇	六、四	六、七	六、〇	五、九	六、二
七月	五、四	六、〇	六、〇	五、八	五、七	五、八
八月	五、三	四、五	六、五	六、二	六、〇	五、七
九月	四、四	五、六	六、〇	五、七	五、五	五、一
十月	五、七	六、五	六、三	五、八	六、〇	五、九
十一月	六、三	六、八	六、八	六、一	五、九	

	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	合計	平均一ヶ月
明治廿年	一、一八	一、〇九二	九四三	一、一〇三	一、一四四	一、一四六	一、一三六	一、一四六	一、三五四	一、一二
廿一年	一、一七	一、一二三	九三二	一、一二三	九三六	一、一二六	一、一二四	一、一二六	一、三四九	一、一二
廿二年	一、一九六	一、一三三	一、一二六	一、一二四	一、一二四	一、一二六	一、一二四	一、一二六	一、三四九	一、一二
廿三年	一、〇九	一、一〇九	一、一二四	一、一〇三	九四三	九九六	九五八	九五六	一、二七三	一、一三九
廿四年	一、八二	一、一〇九	一、一〇三	九八一	九四三	一、〇九二	一、〇九二	一、〇九二	一、二七三	一、一三九
平均一ヶ年	一、一五四	一、一〇九	一、一〇三	九八一	九四三	一、〇九二	一、〇九二	一、〇九二	一、二七三	一、一三九

○同上被保護者食用米量平均日表、被保護者食費平均日表

右二表に就て御一考を請ふ、之に由て見れば平均

被保護者食費平均一日表

	卅年	卅一年	卅二年	卅三年	卅四年	平均一ヶ月
一月	一〇、〇錢	一一、三錢	一一、四錢	一一、二錢	一一、五錢	一一、一錢
二月	一一、〇	一一、一	一一、一	一一、四	一一、七	一一、五
三月	一一、五	一一、五	一一、二	一一、四	一一、九	一一、三
四月	一一、五	一二、九	一一、三	一一、七	一一、九	一一、五
五月	一〇、一	一三、五	一一、八	一二、八	一二、一	一二、二
六月	一一、六	一五、〇	一一、二	一二、一	一三、〇	一二、六
七月	一一、六	一四、五	一〇、〇	一一、八	一二、八	一二、一
八月	一一、三	一一、六	一〇、八	一二、四	一三、五	一一、九
九月	一一、六	一四、三	一〇、〇	一二、六	一三、七	一二、四
十月	一〇、七	一四、一	一一、七	一二、六	一四、七	一二、八
十一月	一一、八	一三、六	一二、〇	一二、九	一四、一	一三、〇
十二月	一二、〇	一一、六	一三、八	一二、九	一四、一	一二、九
平均一ヶ月	一一、二	一三、一	一一、七	一二、九	一三、三	一二、四

	十二月	平均一ヶ月
明治廿年	六、三	六、三
廿一年	六、一	六、一
廿二年	六、〇	六、五
廿三年	六、一	六、〇
廿四年	五、九	六、三
平均一ヶ月	六、〇	六、一

一人一日の食米は六合一夕に該當す中白米を用ゆ食用分量は各個人の隨意なり被保護者には強弱の差異あり強者には木挽米搗車力土方等の就業者あり弱者と云ふても居職筋屋仕方屋等あれとも多くは屋外の勞働を致す者なり、若し入監の當時なれば入合食を爲さず食する人々なり、勞働の强弱を云へは無論囚役よりは强く時間も多く或工事にては一時間乃至二時間多し其時間外工場までの往復時間と勞とを加へ居る譯なり例之は當所 九段より洲崎芝濱邊へ出るは常事なり往復にては二里三里あり、被保護者は常に云へり、今は早や監獄に居たやうな樂はできません、と而して實際の食量を見れば此の分量にて滿足し其健康は極て强壯なり、由て見れば無制限食量よりは却て制限食量の方用量を多からしむるかに思はるゝなり、或は疑ふ被保護者は自由生活なるにより副食物に營養あるには非さるか然るに食費を於て表はるゝ如く極て廉價なり一日の菜代約二錢を以て菜漬物の原料を購ふ次第なり

食費の算出は左の網目の如し

米　味噌　醬油　酢　小豆　魚野菜　漬物　賄夫給（月給十二圓）　手傳仝（一圓五十錢）　薪炭　石油　炊具

右により一日一人の食量は六合一夕食費は十二錢四厘雜費二錢五厘となるなり

寄書

○監獄小感

檢濱　拾蘭

一父母への發信は發信の度數外とする事

○慈愛深き父母の我か子女を思ふの狀は、他人の想像外のものにして無限の慈悲に富むは父母たるものゝ常情なり、想ふに其子女の一朝不幸にして獄裏の人とならん歟、其父母たるものゝ心情や恰も九腸寸斷の如くならん、然のみならす月に花に其煩悶の度を加へ、晝となく夜るとなく萬感交も至りて、其父母の痛苦や察するに餘りあり、故人の所謂「勘當の子を思ひ出す夜の雪」如斯不幸の父母たるものゝ心情や、實に日常蕭索にして父母を慈愛するとは此等を云ふならんかと同情の念に堪へさるなり、然るに子たるものゝ意思や大に此れに反するの傾向あり、慈愛厚き父母に叱責せられ又は諫めらるゝを無上の痛苦と誤認し、强ひて他人に監視の執行を依頼するものゝ多きは經驗上其例を見る尠からす、此誤認や失敗を再ひするの媒介となるものにして常に遺憾とする處なり、爰を以て在監中よりして常に父母と信書を往復せしめ親子間の調和を充分ならしめ可成監視は父母の膝下にて執行せしめ、互に親子の分を盡さしむるは敢て道に戻るの企圖にあらさるのみならす、益多くして害の少きは明かなれは、父母たるものへの發信は度數外とせらるゝの一日も早きを希望して止まさるのである（該發信を度數外とし然して發信回數に制限を設くるを可とす）

一娠婦は分娩後一百日を經過したる後に於て刑の執行をなす事

○婦女としては懷胎及分娩の二ッや最も難關の一大事にして、常に之か戒備を要し或は注意に怠らさるは、何人も首肯する處たり、然るに懷娠五六ケ月にして入監するの不幸者あり、最も可憐なるは臨月に際して入監するの大々的不幸者あり、之を事實に徵し又は統計に見るも明かなり、不幸娠婦の入監するや、爾來常に煩悶と痛苦に心身を惱まされ、隨て健康を害する事常に實驗する處なり其のみならす胎内の愛兒の健康と精神とに影響する其害や僅少にわらさるも此亦明かなり、或は是か爲め難産の悲劇を演し、或は出產後直に嬰兒をして不歸の愛兒たらしむるあり、法律として是を見れは一滴の淚なきかは知らさるも、人情として之を被保護者の起人員にて割合へるものなり二錢の菜代にて

朝　汁の實　晝　辨當菜　夕　菜　漬物は三食に添ふ

右の如く極て麁末の品なり、分量は無論監獄にて與へらるゝ物よりは少量なり、肉は添へる能はす魚と云ふても鹽干魚鰯位なり勿論砂糖味淋なとを加へされば料理鹽梅は精美ならされとも被保護者は常に云へり、分量は少ても監獄で與へらるゝ菜より口味ひ甘し、と是れも亦自由食用の快味によれるものなるか

被保護者の營養に附ては此外間食物は如何との問あらん、彼らは僅々三四十錢の晴天日雇稼なれば之を以て食費及雜費二錢五厘を拂ひ其上草鞋足袋蓑笠より工作着を用意し殘りを以て時服を整へ貯金をなすものなれば中々營養に力を添へる程の間食物は購ひ得られさるなり

雜費　是は食料の外左の費目を負擔せしむ即ち居住費なり

地代　家屋稅　火災保險料　間並諸掛費　小修繕　臥具補綴

是は月々收支結了を見す年末に至り不足あれば事業費の事務費より補充せり

之を見る時は人類たるもの豈に改善の策を講究せすして可ならんや、余曾て之を祖母の膝下に聽く昔一人の獵師ありて、狸を銃殺せんとして筒口を彼の狸に向けしに、彼は大に驚きて紅涙滴々の内に急訴して云ふ樣、吾胎内に子あり、今將に臨月なり、吾身の銃殺を受くるは止むを得さるも、胎内の子や實に可憐なるものなれは、胎子の分娩まては何卒赦されたし、我分娩の後は誓て銃殺を甘すへしと、涙と共に哀願したれは、さすかの獵師も大に同情の念に堪へす直に其哀願を容れたりとある、噫獸類にして猶ほ如斯豈や人類に於てをや由之思考するに、姙婦の受刑に關する法規や爰に善後の良策を講せさるへからさるの急要なるを認むればなり

一淫賣婦と共に男子にも相當の罰を科する事

○淫賣婦の拘留せらるゝもの至る處の警察署の留置場及監獄の女監に見る其數の夥からざると共に其の出入の頻繁なるは當局者の常に遺憾とせらるゝ處なり、淫賣婦の監獄又は留置場に拘禁せらるゝもの、敢て何等の痛痒をも感せす、剩へ俗に云ふ平氣にして更に羞惡の心なきは彼等の常弊にして、實驗の證明に徴して之を知るに難からす、爰に一例を示さんか、淫賣婦の犯數や實に驚くへきあり、五犯又は六犯の如きものは普通已下にして或は十數犯又は三四十犯の多きものを見る其例夥からず、總て婦女は男子よりも先見の明に欠くる處あり、又理の何たるを解する事も薄弱にして、隨て忠告を容るゝの場合も男子よりも容なるは、感化の功を擧るに於ても亦最も至難たるを免れざるなり、然るに婦女は相互上より之を見れば、男子よりも忠告を用ひ人の諫を容るゝもの、如くなるも、内心には外形と大に異る處ありて人の忠告を非認し、己れが誤解を執拘するの念の輙固なるは、婦女の常情なればなり、爰を以て淫賣婦を買ふへき男子に制裁を加ふるの必要を感するに至りたれはなり、買ふへき者あるを以て之を賣ると云ふ辯解を成すものありとせん歟、此は大に物の前後を辨へざるの曲解と云はさるを得ず、想ふに何の物品と云へとも買ふものあるを以て之を賣るにあらすや、恰も無人島に物品賣買の爲め開店を成すの商賈なきが如く買ふものあるよりして之を販賣すると一般なれは淫賣を買ふへき男子をして、風俗壞亂を矯正するの策として罷せさるは大に權衡を失するの嫌ひあるものなれは、淫賣婦を買ふへき男子にも相當の制裁を加へ、相ひ互に共犯として爰に相應の罰を科し、以て風俗壞亂を矯正するの策を講究するは社會改善の一端を開くに多少らさるの勢ひにして、遂に不治の重症たらしむるの悲境に陷らしむるは、其例尠からされはなり、此余か該問題を揭けて、先輩の高敎を仰く所以なり

一在監人看讀書籍許否の統一

○本邦全國の各監獄を通して之か査察を成すに、在監人看讀書籍の許否又は範圍に付き、或狹義を執るあり、或廣義を執るあり、或中庸を執るあり、或狹義中最も狹義を執るあり、或廣義中最も廣義を執るありて、之か統一を欠くは實地に徴して明かなれはなり、是蓋し當局者の手心と云ふによりて許否を定めらるゝ事なれは、看讀の書籍に於て區々別々たるは免るへからさる事なるも、彼の悲哀の囚人に取りての幸不幸大なり、想ふに看讀書籍に關し狹義を守るが非か、廣義を執るか是か此は一の問題として講究を要する事なるも、目今の狀勢にては、或ク所の如きは看讀書籍をして豫め之か指定を成し指定已外の書籍は一切不認可と成すの方法に由るあり、或ク所の如きは別に之か制限を成さす、何れの書籍も之を許可し殆と不認可の書籍はなきものゝ如き方法に由るあり、或ク所の如きは中庸を守りて認可と不認可は恰も相半するの方法を守るあり、由之想ふに或極端と或極端とは實に非常の懸隔を見るあり其の懸隔は可なる

の益ある事を信すれはなり

一純然たる精神病者は一時出監せしめ自宅にて靜養するか又は適當の精神病院へ收容する事

○各所の監獄を實驗するに純然たる精神病者の有るありて、一般囚人と之か隔離を成し、特別の處遇を成しつゝある事は實地に見る事なるか、精神に異狀ありて刑の執行に何等の痛痒をも感せす、又感化を受くるも更に感受するの思念なきもの、之を刑の執行より云ふも感化の方面より見るも、無効たる事は疑を要せさる事なれはなり、此等のものをして强ひて、監獄に拘禁するも害ありて効果なき事は明かなれは、此等のものは宜く相當の父兄あるものは其父兄に引き渡し適當の靜養を成さしめ、若父兄等の引き取るべきものなきものは相應の病院に收容せしむるの方法に出てさるへからす、若幸にして該病全治せは再び之か拘禁を成し、殘刑の執行を成すの方法を執らさるへからす目下の監獄の建造物を實見するに、精神病者を收容し充分なる適當の治療を施すへき設備なく、分房又は隔離室に之か拘禁を成し、恰も下等動物を檻内に繫きたるの感あるものにして、此等の方法に改善を施さすば該病者をして、增す病勢を募らしめ、愈よ以て病痾を頑固ならしむるは爭ふへか

も、囚人の幸不幸や、情に於て輕視すへからさるなり、此余か統一を叫ふの必要を感したる所以なり尤も地方の人情風俗習慣等により在監人の看讀書籍の希望や大に異るの點なきにしもあらされとも、刻下の如き統一を欠くは餘り好ましからさる事なれは、之か看讀書籍の範圍に多少の制限を成し統一を成すも可ならんかと信す

一在監人購求品の標準

○在監人購求品の如きも各監獄の現況にては、區々にして例へは或監獄にては算盤を監房に許可するの方法を取るも、或監獄に於ては之を許可せさるあり、或紙製石盤を甲に於ては監房に許可するも、乙にありては許可せさるあり、或石筆の如きも甲にては月に幾回となく購求を許可するも、乙に於ては制限を成すあり、或甲に許可を成すもの乙に許可せさるあり、其他一々之を枚擧すれは其不同や種々の等差あるは明かなり、之を要するに本省に屬する統一の監獄にして、在監人の購求品區々別々なるは餘り慶すべき現象にあらされは、可成一定の方針に由り統一を守るの方法に進むを望て止まさる所以なり

○獄事雜纂　（第壹回）

君塚庄次郎

監獄は壹個の小天地である社會の活動寫眞であるとは能く人の云ふ所であるが實に其通てあつて監獄といふものは一寸見た所では如何にも極めて狹いものゝ樣だが能く考へれば考へるほど其廣さは實に際限の無いものである從て其監獄の學問といふものも亦其通りであつてゲルマンのホルツエンドルフ先生は監獄學は總ての專門科學の集合より成るものなりと申されたが至極御尤の御說と思ふヨコデ余は曰く天下の書は一として監獄學ならざるは無しと至極不尤の說であるかも知れないが兎に角監獄學は極めて廣博にして且極めて複雜であつて實に不可測な學科であるといふことは誰も決して爭ふことが出來まいと思ふのである所で自分は少々古書を好むの癖がある所からして漫學の哀しさ分らずながらも非番の時なぞは睡眼を刮りながら折々之を看讀することがあるが其見るところの書籍が皆我監獄の爲めに出來て居るかの如く感ずるのである其處で自分は其書籍の中に於て我監獄學上參考となるべき點と思ふものある時は得るに從つて之を簡牘に筆し尙且之に種々の事ども書き

付けたのである所が今や漸く積んで一小冊を成したよつて之を獄事雜錄と名づけたのである固より見るに足るべきものにあらずといふことは申す迄も無きことなれども萬一幸にも我同僚看守諸君の御參考にでもなるべき點あらばとの當にもならぬ愚考よりして金玉の紙面を汚すほどの覺悟なきにも拘はらず嗚呼がましくも爰に其中の一部分を抄出して敢て貴會に寄することゝはなしぬ

（一）日本古代に於ける死刑執行禁止の法令

死刑廢止論は伊太利亞の刑法學者ベッカリヤ氏が初めて主唱したるものに係るといふことは人の能く知る所であつて氏は千七百六十四年（神武天皇紀元二千四百二十四年即第百拾六代後櫻町天皇明和元甲申年）に於て「犯罪及刑罰」なる書を著して初めて其中に死刑の廢止すべきことを論述したのであるを見るとベッカリヤ氏が初めて死刑廢止論を唱へたのは今を去ること百三十八年前のことであるが我國に於ては既に千〇八十年前の大昔に於て之を唯理論上に唱へたのでは無くして實際に於て死刑の執行を差止めたことがあつたのである即其證據はといふと第四拾二代嵯峨天皇の弘仁十三壬寅年（神武天皇紀元千四百八十二年西歷八百二十二年）二月七己巳日の太政官符がソレである仍て左に其全文を擧ぐ

太政官符

應定罪人配役年限事

右檢非違使解偁竊盜強盜不レ得レ財徒二年。一ヶ度徒三年。二ヶ度加一等。十五ヶ度及傷レ人者絞。殺レ人者斬。其持レ仗者。雖レ不レ得レ財遠流。十ヶ度絞。傷レ人者斬。又條云。竊盜不レ得レ財笞五十。一尺杖六十。一ヶ度加二一等一。五ヶ度徒一年。五ヶ度加二一年一。五十ヶ度加役流者。然則強竊二盜其罪各別。從二贓多少一。復有二輕重一。而去弘仁九年宣旨稱。犯盜之人不レ論二輕重一。皆配二役所一者。使等偏執二此旨一。未レ定二年限一。罪無二輕重一。命終役所。夫絕者雖レ更續。死者不二再生一。望請明定二節文一。依レ限駈使。謹請二處分一者。右大臣（藤原冬嗣）宣。奉レ勅。夫配徒之輩。既有二年限一。至二於役使一。豈期二終身一。靜而言之。事涉二深刻一。但兩京之內。犯盜者衆。若不二折衷一。何將懲肅。自今以後。宜犯徒一年者加二半年一。犯二二年三年者各加一年一。杖罪以下亦徒一年。若犯二二流者一。各役二六年一。其犯二死罪一。別敕免レ死。十五

年爲ヒ限ル。若役畢之後。不レ悔ニ前過一亦有下犯レ盜。或爲ニ人凶惡一。爲ニ衆人一所ニ明知一。或量ニ其意況一難レ論之色上。並是終身配役。不レ可ニ放免一。但廿人者減ニ男之半一。若犯ニ杖罪以下一。依レ法決レ之。如應ニ官當收贖一者。各依ニ本法一。自餘犯並從ニ常律一。其私鑄錢。不レ論ニ首從一。令ニ鑄錢使終レ身役一レ之。

弘仁十三年二月七日

嗚呼此太政官符の如きは實に我國當時の監獄狀態如何を考察するの好材料であると同時に我國監獄沿革史上に於て特筆大書すべきの價値は充分あるものと確信するのである而して此太政官符は日本逸史卷參拾類聚三代格卷貳拾及法曹至要抄等に於て載せられてある但六國史の一なる日本後記卷參拾は亡佚して今傳存せざるを以て本書には無論此太政官符が無いのである而して又此死刑執行を差止めたることが十訓抄にも左の如く記載してあるすべて慈悲に。刑のうたがはしきは輕に付きのよし。法令の定有とかや。されば疑をかす所の咎猶不レ窮して。其疑のこらん輩にをきては。君のため世のため。させるくるしみ有まじくば。其罪をなだめかるめん事。偏に德政なるべし。普き慈悲なるべし。楚國の王の纓をまぎらかして。臣下のとがをかくし給けん。世に越たる御情なるべし又夏禹王の御時は。罪をおこなはざれば天下いましめがたし。行はんとすれば人々いたみ忍びがたしといひて。常になき給へり。時務策といふ文には。夏禹王罪になくと申たるは是なり。又殷成湯は。四の罪三を除て一を被レ行けり。四面の網三面をとくといへり。其心史記に見えたり。されば我朝には嵯峨天皇の御時より死罪をばとゞめられにけり云々

然るに前記の大政官符や此の十訓抄の明文があるにも拘はらず意外にも余に對して初めて死刑の執行を差止めたのは決して嵯峨天皇の御時にはあらずと難詰した者があつた其處で余は然らば何天皇の御宇であるかと反問したのであるメウすると其人は得たり顏にサレバサ嵯峨天皇よりはズツト御以前で即聖武天皇の御時が初めてゝあると答へた所で余はスカサズ何か其證據でもあるかとタヽミカケタラ然り立派な證據がある即中村三浦上田の三先生の御著述に係る監獄官敎科書には歷々と記載してあると答辨したのである其處で余は其人に對して自分も聖武天皇の御時に減刑の御詔のあつた事も又死罪御赦免の御詔のあつた事も能く承知して居るが單に其時限りに死罪を御赦あらせられ給ふた事は强ち聖武天皇の御時ばかりに限つた事は無い其御以前にも又其御以後にも度々の御事で

あると言ひながら監獄官敎科書を開き見るに即左の如く記載してある

聖武天皇神龜二年詔シテ死者復生スベカラザルヲ恤マセタマヒ死罪ヲ流ニ流罪ヲ徒罪ニ爲シケレバ此後大辟ノ罪モ大抵流罪ニ處セラレヌ云々

其處で余は更に尙語を續て君は監獄官敎科書の文意を大に誤解して居ると思ふ即敎科書には此通り縱から見ても横から見ても乃至は逆に讀んでも聖武天皇の御時より死罪を赦せりとは書いて無い書いて無いのみならず此後大辟の罪も大抵云々の文字が有るでは無いか若し是より後は死罪を赦すべしとの御詔ならば大抵の文字が決してあり樣等が無い然るに嵯峨天皇の御時の大政官符には自今以後と判然書いてあるから此こそは實に立派な證據である君が引いた所の此の監獄官敎科書の文は斷然其證據とはなるべきものでは無いと言つたら其人は敎科書の文意は縱令斯くあるにもせよ自分は餘り文字には拘泥せざる者にて今君が言つた如くに聖武天皇の御以前にも又其御以後にも度々死罪の御赦があつたとすればナニモ斯道大家の先生が一人ならず三人迄も揃に揃つて敢て事珍らしく聖武天皇の御時の事のみを此敎科書に御記載なさる筈は無い譯だが實に如何にも不審の至りであると答へた其處で余は並大抵の事では到底此人を合點せしむる事は出來無いと思ふたが併ながら中途で默止するといふのも何となく物足らぬ樣な心持がするから尙語を續て君は如何にも不審の至りてあると言ふたけれども余は決して毫も不審の事は有るまいと思ふ何故なれば監獄官敎科書は監獄沿革史を目的として書いたものでは無い夫故悉く載せて無いのは當然の事である然るに君は敎科書に書いて無いからと言つて嵯峨天皇の御時の大政官符のことなどは少しも信ぜぬ樣であるけれども夫は大に間違つて居る事と思ふ記載して無いからと言つて其を理由として記載外の事は實際有つた事迄も總て之を信ぜぬといふのは一向聞えん話である兎に角君は聖武天皇の御詔を誤解して居るからと言つて念の爲めに尙謹んで續日本記所載の左の御詔を示したのである

死者不レ可レ生。刑者不レ可レ屬。此先典之所レ重也。豈無ニ恤刑之禁一。今所レ奏在京及天下諸國見禁囚徒死罪宜降從レ流。流罪宜從レ徒。徒以下並依ニ刑部奉一。

此御詔は聖武天皇神龜二乙丑年（紀元千三百八十五年西曆七百二十五年）十二月廿一庚午日の減刑の御詔であつて決して自今以後死刑を差止めるといふ御詔で無い事は明々白々である夫故聖武天皇の天平元年二月十二癸酉日（神龜二年より五年目）

には長屋王をして自盡せしめ同十三年正月廿二甲辰日には廣嗣が與黨死罪二十六人を所司に下し法に據て處せしめた事が續日本記に記載せられてある又天平元年四月十三日癸亥日の御敕には左の如く死刑に處する旨がある

內外文武百官及天下百姓有ㇾ學ニ習異端一害ニ積幼衆一厭魅呪咀害ニ傷百物一者ㇾ首斬從流如有ㇾ停ニ住山林一佯道ニ佛法一自作ニ教化一傳習授業封ニ印書符一合藥造毒萬方作ㇾ怪違ニ犯勅禁一者ㇾ罪亦如ㇾ此云々

而して余は是より尙進んで聖武天皇の御宇及其御以前御以後に於て死罪の御赦しのあつた事や又弘仁十三年の大政官符布達後に於て死刑の執行が無つた事の證據を擧げて充分辨明しようと思つたが今迄擧げたる明證によりて本人も漸く合點が出來た樣子であるから思ひ止つた事であるが兎角自分の樣な平凡看守の言つた事なぞは其說の如何に拘はらず容易に人が信じ無いので困まる事である併ながら余は此等の事には頓着せずして次回には世界大偉人の死刑に對する意見を論述してみやうと思ふのである

○監獄教育に必要なる要求

京都　苅屋哲公

凡そ教育の目的は、被教育者をして教育者の理想とする點に相近かしむるにあるや、論を待たざる所也、而して此目的を達せんとするに當つては、先づ被教育者の狀態を觀察し、尙ほ其狀態に適應するの教育方法を採るを以て必要とす、然るに世には教育の必要を嘆々し、且つ孜々其方針を進めつゝありながら、被教育に適應するといふ必要條件を忘却し、恬として顧みざるものはこれなきや四人殊に未丁年四幼年四懲治人に對する監獄教育即ちこれ、

現今監獄教育の狀態を見るに、各地其方法に小異ありと雖も、其大體に於ては世間の小學校に行ふが如く、其級を單級若くは多級とし、其主義を國民教育にす、（宗教々育に撰ぶ此等の可否は予の今論ぜんとする所にあらざるも。彼の教科書を學校のものと同一にし、其最新教科書を採用せるを大に德として揚々たるに至つては、甚だ遺憾あるを見ずや、監獄に於て教育せられつゝある年少四人は、普通の學校生徒と大に趣を異にし、學力不平均也、常識は偏頗也、人出は頻繁也、而して此等のものに課するに普通教科書を以てするが如き果して予が所述をして誤謬ならざらしめば、予は茲に四人專用の教科書編纂を求むるや切なり、近來四人看讀用書籍の出版せらるゝもの稍出づるに至れるを見るも、教科書編纂の擧なきは何ぞや、然れども此事たるや容易なる事業にあらず、監獄教育に精通したるの外　文學の素養あるものにあらざれば能はざる所、我こそと名乘り出づるものありやなしや、否これあらん速に之を見んかな」吾人之を監獄協會に望む、之を教誨師に望む、寧ろ後者の免るゝ能はざる責任ならんか、

○偶　感

鳥取　國司小僧

一定の國法に依り行刑の方法畫一なるべきは當然のことなるべきに實際は往々各地方に於ける模樣一準ならずして未だ地方支辨の當時と異る所なく全く舊觀を墨守し索然奮革せる所なきの憾なき能はず去れば法律命令訓示等に違背せるなきも法文に膠泥し繩墨を固執する徒輩多きことといて少しも法文を活動せしめ臨機適應の妙手腕なき限りは成るべく法令を以て指導顧使する外あるべからず故に行刑處遇者のことも縱令繁縟の嫌ひあるも明瞭に法令の內容をも細かに指示するの必要あり各監の課所吏員の事務分掌略ぼ備はると雖も各地區々

は、盖し滑聲に屬せりといふべし、例せば行年二十一歲の未丁年囚あり、彼れ無教育にして一丁字を解せず、就學場に於ては止むを得ず其最下級に編入し、先づ國語讀本等の卷一を讀ましめさるべからず、而して知らずや、其教科書は滿六歲の稚兒に讀ましむるために作られたる教科書也、此書を讀ましめらるゝの未丁年囚は、目に一丁字こそなけれ滿六歲の稚兒にはあらざる也、馬鹿らしくて本氣に讀む能はざるも無理ならんや、此一以て教科書の不適當なるを認むるに足る、剩へ普通教科書は秩序的學級を追ふて、定められたる年月間讀ましむるべく作られたるもの、刑期に長短あり、入出頻繁なる四人に讀ましむべきに適せざるなり、且又四人は心的病者也、心的病者にはそれ相應の教育を要す、普通教科書は此目的によりて成れるものに非る也、尙且教育は教誨の一部にして、教誨主義を併行するものならざるべからず、少くとも教誨主義と矛盾せざるものならざるべからざる也、現今の普通教科書中、時に或は吾人の教誨主義に妨害を與ふるものなきにあらず、然るをも察せずして恬然襲用して、尙等の異義をも唱導するものなきに至つては、予豈其何の意たるを知らざる也、盖し四人教育に對する觀念の甚だ厚からざるによるものならんか、非耶、

統一を欠き囚人の拘禁數に比し事務員割合に多く徒らに簿册の謄寫に事務を增殖し簡便に出來べきことも無益に時間を消耗し實績毫もなきやに思惟せらるゝ所もあり宜しく課所に人員の制限を設け帳簿の數も同一にして本省より用紙を一定し下付すべし然れば大に帳簿の整理も正しく行はるべし直接囚人を戒護すべき看守にてありながら事務看守として各課に屬するもの多く遇囚上甚だ粗漏なることなきやを怪しまざるを得ず畢竟各課の主任者に事務的材幹乏しく經濟的に事務を處理するの能力なきかを疑はざるを得ず各地の官署より搆造の便否整否はあるとても凡そ拘禁囚人の數に比し吏員を配置せば多少支障あるにせよ行はれ難きことにもあらざるべしと信ず

又直接遇囚上に就き東西均一ならず階級的處遇法あり個人處遇法あり或は折中的の處遇法もあり各地任意に處遇規程を異にし同一目的の行刑に斯く區々の扱ひ方を生ずるは甚だ獄制の不統一又た治獄行政の紊亂を來すの素因とはならざるやの杞憂なしとせず尙ほ囚情視察も多くは下級吏員の行狀觀察錄に依るなるも全く公正の觀察なるや否や中には奸佞の徒は巧みに吏員の心情を熟知し迎合するも有て强ち官賢を得たりとも信じ難く去れば心情を細かに察知せんには多種多方に觀察せざる可らざれば直接敎誨に麽たる敎誨師の視察に重きを置くの標準を定められなば內外表裏審かに偏人の良否を辨知するを得るならんも未だ其の規程なき間だは各地區々にして或監獄は敎誨師に個人視察の要を聞き或監獄は殆ど視察の如何を斟さゞる所ろもありて敎誨師の職責を無視し徒勞せしむるの慨みあり如此は些々たるやうなれど所遇上最も重大のことゝ思はる此も一定の標榜なきに基因するものか世の監獄改良などと囂々せる人士徒らに外見皮相の事のみ喧々するも內部緊要の事を等閑に付せば百年河淸を待つの嘆あるのみ外觀を裝飾せずとにはあらず外觀と內面と內外相應し表裏相照してこそ創めて獄制の完備せるものと云ふべし聊か見聞の一班を記し是正を仰ぐ

○活摸範

香川河野藤太

監獄に於ける囚人の感化は司獄官の人物及ひ技倆の如何に依る苟も司獄官の性行及ひ技倆にして囚人を心服せしめ之を感化するに足る力あらすんは監獄諸般の規則及ひ方法は如何に完全善美なりと雖とも空文徒法に屬すべきのみならす却て囚人を誘惑して邪路に迷はしむることなきにあらす蓋し司獄官の言語動作幷に其氣風は多少囚人の心性に

影響を與へ其感化は永却消滅の期なきものあれはなり實に囚人將來の禍福榮辱究達は幾んと司獄官の手中に存す然して司獄官の活摸範は之れ囚人に影響を及ぼす一大勢力なりと云はさるへからす如何となれは元來人類は摸倣性なるものを具備し而も其傾向甚た盛なるものなれはなり蓋し人の幼稚なるや觀察目擊する所を無意的に摸擬す而して其成長するに及ひては理性的知識進歩し意志の自由を得て此傾向は漸く減少するものなりと雖とも然かも該摸倣性は生涯連續し其一般の風儀習慣は勿論思想感情等をも傳承摸倣すること又疑を容れさる所なり論より證據世の人々の四圍の境遇詳言すれは家族親戚朋友等の交際に依り心情に變化を呈することあるは畢竟一に摸倣性之れか主働となり外部の刺擊に對する感受性之れか之れか媒介をなすか故たらすんはあらす

活摸範は如何なる內容を有するものなるか余か考ふる所に依れは外界に現はるゝものは姿勢言語擧動にして內界に關するものは熱心の氣象誠實の意志及ひ慈愛の心情等なり然して活摸範は敎誨又は敎育に力を協せて囚人の良心を開發し冥々の裏に彼をして正道に就かしむるものなれは司獄官は囚人に向ひ常に書を學べよと云ひ得るに足る可き智識と意志幷に規律及ひ確心とを以て模範を示し囚人を提携誘掖して正善の方向に利導するを以て自家の最も重んすへき責任とせさるへからす固より極端の事例なりと雖とも司獄官は囚人に對し酒毒の害を說きなから自己は飮酒を縱にし操行を亂しつゝ大行細瑾を顧みすと辨解すと雖とも彼は之を首肯せさるなり司獄官は囚人に對し勤儉を勸めなから自己は遊情に流れ奢侈に耽り財源盡き逋負辨償の道なく進退維れ谷まる究境に陷るが如きことあらば彼は其人に心服せざるなり司獄官は囚人に對し汝宜しく誠實なるべしと言ひながら自己は囚人との約束を忽諸に附し曠日彌久再三の督促を受け初めて之を履行するが如き彼は其人を敬せさるなり司獄官特に看守は囚人に對し分限を守れと諭しながら自己の才能を省みす上官に戀々として陰に苞苴を行ひ若しくは置酒款待詔を呈するが如きことあらは彼は我を信せさるなり假令司獄官は蓬髮垢面尙且つ黑染みたる手套を用ひ藏靴を穿ち囚人に對して淸潔を强ゆる權利なきに非らすんりと雖とも司獄官は囚人を督實するに先き立ち自己を責むる主意なくんはあるへからす語に曰く先つ己れを正うして後人を正うせよ又た曰く其身正しければ令せすして行はれ其身正しからされば令すと雖とも行はれすと至言と云ふへし抑姿勢擧動言語に現はるゝ所の不紀律は精神上に

於る不規律の反射たり然れは姿勢亂雜放漫にして外形の品格を損するときは偶以て不德非才の標的もなるへし之れを約言すれは姿勢は德の形なり故に嚴正ならさるへからす然りと雖とも從來監獄學者は動もすれは吾等の日常の一舉一動までも嚴正を以て律せんとする傾きあるは思はさるの甚しきものと云ふへし監獄は規律府の稱呼あれは姿勢に於けるも嚴肅端正ならさるへからさるは勿論なりと雖とも吾等は生命なき器械か運動するか如く若しくは兵士の隊列縱橫に於けるが如く一靜一動悉く規律的に動作することは到底堪へ得へき事にあらす畢竟するに惰容なく一定規律の範圍を脫せさるを以て滿足せさるへからず囚人に對するも尙然り終日終夜嚴正を以て之を律せんとするときは其極官吏の面前のみを虛飾し陰に不正詐欺の究策を逞しくし遂に積て習慣をなし將來拔くへからさるに至らんとす思はさるへけんや

又た言語は德の聲なり宜しく明晰にして勢力あるを要す蓋し言語の明瞭なるは思想の健全なるを表し其勢力あるは自信の確固なるを示す不明晰且つ勢力なき言語は人の心肝に徹する効力少なしとす多辨は寧ろ寡言に如かす言を出せは着々肯綮に中し一閑語一冗言を交へさるを尙ふ然して言語は人の感情に大なる關係を及ほすものなり例へは父母か其兒女に命令するに膺り温惇なる言語を以てせは彼は喜んて之れを服膺實踐すへしと雖とも麁暴なる言語を以てせは小供心にも反抗心を起すへし惟ふに囚人が司獄官殊に看守に對し抗爭を試むるか如きことあるは一般所遇上より生するものと雖とも言語の使用上より由來すること尤も大多なるへし豈に夫れ愼まさるへけんや

此れに亞きて尙注意戒心すへきは司獄官は自ら先つ監獄諸般の規則命令を尊重確守し然して後囚人を率ひ獄則及ひ官吏の命令に服從することを敎ふへし吾之れを確守せすて囚人の尊法の念の薄きことを歎くものは之れ木に縁りて魚を求むるの類のみ殊に上官たるものは下僚を統御するに當りては輕侮驕傲の擧動なく威嚴を主とする場合の外は專ら慈愛親切を以てすへし又た其下僚たるものは上官を尊重し且つ同僚事を爭ひ睦しからさるか如き缺點を示すは甚た不可なり各吏員は相親愛し以て囚人の摸範となり囚人の常なる陰險猜忌の情を移し親愛敦睦の風習を助成せしむることに努力せさるへからす加之囚人所遇上に係る件々は必す同一の方按同一の方法に基き其主義目的一貫して決して互に抵觸することなきを要す

又た司獄官は日常事を執るに當りては强固不拔の精神と熱心勉勵の氣象を備へ誠意誠心唯た正是れ踏み一點の私慾なきに於ては囚人を刺擊して懶惰を惕し以て奮發興起せしむるに足るへし是れ囚人のため其後來に於て自活的處世の模範を敎示するものなり

由是觀之司獄官の言行相一致するときは囚人の感化は隨ひて顯著なる効果を得へし去れは囚人を感化改善せしむる任にある司獄官が囚人の仁義道德を勸誘するに當り如何に其言語明辨且つ巧妙なりと雖とも公務にあると否らさる時とを問はす其日常の行動非難を免れさるときは其感化の効は實に其一半を減するに至るものとす

元來囚人の謹みて感化を受くる所以のものは囚人の司獄官を信賴すること厚きに依れはなり而して信賴の情の起るは司獄官の見識あること其人物の剛毅なること其意志確乎たること乃至其言行の信實なることゝに依り生するものなれは司獄官は務めて其信威を失墜せさらんことに注意せさるへからす然して此の信賴に對して彼れを待遇するには宜しく慈愛を基礎とすへし苟も司獄官にして慈愛の心あらは其心は自ら囚人に通し司獄官を見ること師父の如く尊敬の念と景慕の情を起すに至るを以て所遇上便利を得るのみならず猛惡兇暴なる心性を改善し慈愛心を誘發する示例の一端ともならん

若し然らすして囚人を所遇するに威權若しくは暴力を專らとするときは温惇柔和なる囚人に對してのみ其目的を達するとも難からすと雖とも暴戾强情なる囚人に對しては往々之れと正反對の結果を呈し正邪理非を論せす總ての命令規則に反抗せんとする習慣を馴致するに至るへし此れ又た恐るへきことならすや元來彼れが不當の言行に對し威力或は暴力を以て之れに對するにあらされは管理の實擧らさるが如きことあるは過因法を誤りたる明證にして是れ司獄官の心術足らす技倆拙劣なるか故因人の信賴少なくして其威望の達せさるか故たらすんはあらす若し如斯ことあらんには自ら退きて過因法の當否を省察すへきなり然るを全然實を囚人の不眞に歸し恬然として顧りみさるは不仁の所爲と云はさるへからす

之を要するに司獄官は適當なる性格を具備し其言行一致し篤實懇切にして一舉一動皆身を以て囚人を率ひなは彼は偽り犯すこと能はさるのみならす知らす識らすの間に其德に化し其風を仰き司獄官の訓戒及ひ命令は忽ち囚人の間に行はれ道德的觀念は囚人の心中に充滿し茲に德性は涵養せられ妖魔の侵入する餘地なきに至るへし倘し疑ひあらは請試みに之を實踐躬行せよ必す思ひ半はに過きん

會報

○クルーゼン氏贈與品寄贈者人名　前號の續

○第三期學校生徒（つゞき）

五〇〇　諏訪善太郎
五〇〇　肥後正彦
五〇〇　山崎平治
五〇〇　貞松九十九
五〇〇　金山玉藏
五〇〇　小井戸公平
五〇〇　高原義雄
五〇〇　大宍農敬
五〇〇　富長一
五〇〇　赤城房吉
五〇〇　水村三郎
五〇〇　土外次郎
五〇〇　柴田常二
五〇〇　篠原德喜
五〇〇　古屋勇六
五〇〇　高梨司
五〇〇　井上榮次

五〇〇　黒岩後太兵衛至盛
五〇〇　川上里作鋼
五〇〇　天野万吉
五〇〇　小林秀三郎
五〇〇　白濱彦順
五〇〇　今井正藏
五〇〇　酒島忠善
五〇〇　木山政吉
五〇〇　鈴木喜太郎
五〇〇　青橋甚次郎
五〇〇　中畑信義
五〇〇　池田緒爲
五〇〇　高田作之
五〇〇　浦上吉徹
五〇〇　岩越義熊
五〇〇　永鹽孝之
五〇〇　中藤吉
五〇〇　伊村臺
五〇〇　則近喜代助
五〇〇　井口兵次郎
五〇〇　印南金道
五〇〇　林弘次郎
五〇〇　林虎次郎

五〇〇　堀川多市
五〇〇　崎村雄康
五〇〇　野村秀苗
五〇〇　樂城嘉助
五〇〇　重松勘之助
五〇〇　齋藤實篤
五〇〇　中村節
五〇〇　江上秀吉
五〇〇　奥井太郎
五〇〇　蒲原義一郎

五〇〇　北村宗次
五〇〇　上野傳
五〇〇　松本林太郎
五〇〇　曾田重喜
五〇〇　足立豐
五〇〇　小池傳道
五〇〇　佐竹鑓瑞
五〇〇　佐藤了性
五〇〇　吉良時平
五〇〇　齋藤量性

○慰勞金贈與之部

報告地方部	該當規則條項	在職年數	贈與金額	職名	姓名
東京地方部長	第三條第九號第五項	十七年餘	金參圓	元警視廳看守	上條盛政氏
同上	同上	十二年餘	金參圓	同上	大木源右衛門氏
德島地方部長	同上	十年餘	金參圓	元德島縣看守	鈴木邦太郎氏
同上	同上	十年餘	金參圓	同上	大屋慶明氏
同上	同上	十年餘	金參圓	同上	荻原富十郎氏
大阪地方部長	同上	十六年餘	金參圓	元大阪府看守	矢松之助氏
岐阜地方部長	同上	十四年餘	金參圓	元岐阜縣監獄書記兼看守長	三輪一夫氏
同上	同上	十三年餘	金參圓	元岐阜縣監獄雇	小川潔見氏
三重地方部長	同上	十八年餘	金四圓	元三重縣監獄書記兼看守長	太田彌三郎氏

同同同

岐阜地方部長　同
德島地方部長　同
埼玉地方部長　同
島根地方部長　同
山口地方部長　同
島根地方部長　同
臺中地方部長　同
熊本地方部長　同
德島地方部長　同
新潟地方部長　同
東京地方部長　同

○吊慰金贈與ノ部

東京地方部長　第三條第九號第三項　上　十年餘　金參圓　元岐阜縣看守　浦瀨駒吉氏
島根地方部長　同　上　十五年餘　金參圓　元德島縣看守　廣田鶴吉氏
滋賀地方部長　同　上　十九年餘　金四圓　同上　村上小四郎氏
茨城地方部長　同　上　十五年餘　金參圓　元埼玉縣看守　種瀨達次郎氏
臺中地方部長　同　上　十年餘　金參圓　同上　松本瓦太郎氏
長野地方部長　第三條第九號第四項　上　十八年餘　金四圓　元島根縣監獄書記　西村伊太郎氏
福島地方部長　第三條第九號第三項　上　十年餘　金參圓　元山口縣監獄署雇　德田市之進氏
長野地方部長　同　上　二十年餘　金四圓　元島根縣看守　遠藤繁男氏
東京地方部長　同　上　十七年餘　金參圓　元臺中監獄看守　川窪信氏
島根地方部長　同　上　十二年餘　金參圓　元熊本縣看守長監獄書記　野澤長太郎氏
滋賀地方部長　同　上　十年餘　金參圓　元德島縣看守　小山龜三郎氏
茨城地方部長　同　上　十五年餘　金參圓　元新潟縣看守　小宮山安次郎氏
臺中地方部長　同　上　十一年餘　金參圓　元警視廳看守　立花松之助氏
長野地方部長　第三條第九號第三項　上　二十年餘　金拾貳圓　故警視廳監獄書記兼看守長　濱田辰四郎氏遺族
福島地方部長　同　上　十五年餘　金拾圓　故島根縣看守　岡野正行氏遺族
長野地方部長　同　上　十一年餘　金八圓　故滋賀縣看守　中條清之助氏遺族
同　上　十五年餘　金拾圓　故茨城縣監獄書記　後藤重正氏遺族
同　上　十三年餘　金九圓　故臺中監獄看守部長　手島憲一氏遺族
同　上　八年餘　金七圓　故長野縣看守　山崎金五郎氏遺族
同　上　十二年餘　金九圓　故福島縣看守　佐久間朝綏氏遺族
同　上　二十年餘　金拾壹圓　故長野縣看守　渡邊致氏遺族

司法大臣清浦奎吾君著

明治法制史

再版

●用紙菊判上等質
●製本背皮金字入美本
●本製正價金拾貳圓
●郵稅金拾八錢
●並製正價金壹圓五拾錢
●郵稅金拾六錢
●警察學會々員諸君に限り一割引

維新以來我か法制は長足の進歩を爲したり然りと雖も一躍以て今日の盛境に達したるものに非す其進歩や固より歐米の制度に資したる所尠なきに非すと雖も既往三十年間の沿革を顧み更らに遡りて建國以來の歷史に鑑みるときは如何に我か固有の文化か能く泰西諸國の制度を資用し消化するの力に富みたるを知るへし

本書は主として維新以來諸般の法制に就き各分類を分ち精密に其起原沿革を歷敍し緒論に建國以來の法制の梗概を擧示し脈絡貫通以て燦然たる典章の由て來る所を明にしたれは一讀の下能く現行法制の成立する以所を詳かにするのみならず、之に由て仔細に研究せば又將來如何に我か法制の發達すへきかを推知するを得へし且つ本書は各法律の沿革發達を精論したるものなるにより自ら法令布達の索引となる便益あるか故に立法者は勿論司法行政の局に在る士を始め苟も法政の學に志ある諸彦は坐右の友として益あるへく又近來法制歷史の一斑を普通教育の科目に新設すへしとの議あるに際し教育家も亦一讀の價値あるへし、殊に著者は本書出版より生する利益を擧て慈善事業の資に投せられ、東京出獄人保護事業其他不良少年感化事業貧兒救養事業等の費に寄附せらるゝものなり、幣舖幸に刊行の榮を得たれは亦勤めて發賣の途を弘充し著者の清勞に報ひ芳志を空しからさらしめんことを欲し弘く大方の諸彦に謹告す、諸彦亦著者の芳志を贊成せられ諸官諸役場諸學校の圖書に備へらるゝは勿論諸彦の坐右に一本を供へられんことを希ふ

發行所　東京神田區裏神保町七番地（電話本局一四三六）　書肆明法堂

明治廿七年二月二十六日第三種郵便物認可

MAGAZINE
OF THE
PRISON SOCIETY OF JAPAN.

No. 6. June, 1902.
VOL. XV.

CONTENTS.

Association Topic :
Critism of revised Criminal Code draught by Penological view. III.....

Leading Articles :
Criminal reform.....Miss Hughes.
Prison Architecture II.....Warden Hikami.

Miscellaneous:
Of moral instruction II.....Shikyo Itou.
Speach of Mr. Ogawa, the vice-president of the Society.....
Prison business.....Betsuten-sei.

Statistics:—
The number-table of Prisoners at 30th day April, 1902.....
The number-table of foreighners in the Said Prisoners.....
The number-table of prison escapes.....

Current Events.

Ex-prisoner Society and Reformatory School :—
Ex-prisoners Aid Society of Akita prefecture.....
The diet of ex-prisoner at Hara's Society.....

Contributions.

Association Notes:

Price seven sen per copy.

THE PRISON SOCIETY.
No. 3 Itchome, Eirakucho, Kojimachi-ku, Tokyo, Japan.

明治三十五年六月二十日

發行人兼編輯人　磯村政富
印刷人　磯村兌貞
發行所　東京市麹町區永樂町一丁目三番地　監獄協會
印刷所　東京市麹町區內幸町一丁目五番地　惠愛堂

（電話本局二千二百十六番）